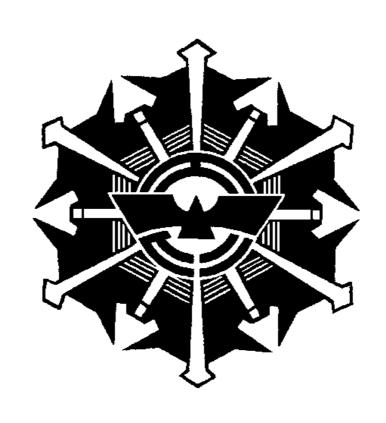
平成30年

海老名市消防年報



海老名市消防本部

はじめに

この消防年報は、平成29年中における海老名市の消防諸般の事項を収録して現勢を明らかにし、消防の実態を紹介するものです。

- 本書は、特に記載してあるもののほかは、平成30年4月1日 現在のものとしました。
- この年報を作成するための資料は、消防本部の各担当及び 市役所関係各課の資料提供によるものです。

目 次

海老名市草	1	防火対象物2	7
海老名市市民憲章	1	危険物2	9
海老名市の沿革	2	危険物施設の推移3	0
海老名市の概要	2	危険物の種類 3	1
消防情勢		危険物許可等 3:	2
消防本部	3	消防查察 3	3
消防本部機構図	3	火災予防活動 3-	4
消防本部のあゆみ	4	防火協力団体 3	5
歴代消防長	11	火災・気象	
消防本部の現勢	13	火災 30	6
消防本部・署の担当事務	14	火災概況 30	6
消防予算	17	火災発生状況3	7
消防職員	18	出火時間 33	8
消防水利	19	火災原因 39	9
消防本部·署車両一覧	20	海老名市の気象4	0
消防相互応援協定	24	気象関係警報·注意報一覧表 4	1
火災予防		救 急	
予防業務	26	救急業務 42	2
業務の種類	26	月別救急出動件数 48	3
建築同意	26	地区別救急出動件数 4	4
月別建築同意処理件数	27	時間別救急出動件数 4	7

年齢区分·事故種別搬送人員	48	消防団員	65
救急搬送人数	49	消防団員の年齢内訳	65
不搬送	50	消防団員報酬	66
ドクターへリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50	消防団員費用弁償	66
海老名市、座間市及び綾瀬市	51	消防団員の職業	66
応援受援状況	-	消防団施設	67
高速道路及び自動車専用国道 への出動状況	51	消防団分布図	68
救急救命士	52	消防団車両一覧	69
		神奈川県消防操法大会出場分団	70
救助業務	53		
隊員の育成	53		
大規模災害への備え	53		
災害出動状況	54		
過去5年間の救助出動件数	55		
平成28年中の救助出動件数内訳	55		
装備の充実	56		
救助用資機材保有状況	57		
消防団			
消防団	58		
消防団機構図	58		
消防団のあゆみ	58		

歴代消防団長 ------ 63

海 老 名 市 章



海老名市市民憲章

わたくしたち海老名市民は、ながめつきない美しい自然と相模国分寺の歴 史に輝く郷土を誇りとし、このまちの限りない発展を願い、ここに市民憲章 を定めます。

1文化をたかめ住みよいまちにいたしましょう1木や花を植えて美しい環境をつくりましょう1きまりをまもり親しみ助け合いましょう

1 誇りをもって働き 生活を楽しみましょう

1 スポーツを愛して 健康なからだにきたえましょう

市の木 市の鳥 市の花

つげ

カワラヒワ

海老名市の沿革

明治22年4月1日、市制町村制施行にあたり、国分・大谷・中新田・河原口・上郷・下今泉・上今泉・柏ケ谷及び望地の9か村が合併して、一自治村として海老名村と名付けました。一方社家・中野・門沢橋・中河内・上河内・杉久保・今里及び本郷の8か村が合併し、その名称を有鹿の有と恩馬の馬から有馬村と命名しました。

その後、海老名村には、昭和15年12月20日、町制を施行して海老名町と改称し同年1月には、相模川河水統制事業のため、湖底に沈んだ津久井郡日蓮村勝瀬地区の移住を受け入れるため、国分および大谷の一部を分割して勝瀬を設け、同地区から30余棟の移住が完了しました。更に、昭和30年7月19日、町村合併促進法の適用を受け、有馬村及び旧海老名町を廃止し、その区域を持って海老名町が昭和30年7月20日から発足しました。

その後、経済の発展とともに昭和35年頃から著しい人口増加を迎え、丘陵地帯は住宅地としての開発が進み、東名高速道路の開通や企業の進出などで、以前神奈川県の穀倉地帯として知られていましたが、都市化が進むとともに住み良い生活環境整備を図るため、昭和46年11月1日市制を施行しました。

海 老 名 市 の 概 要

1 位 置

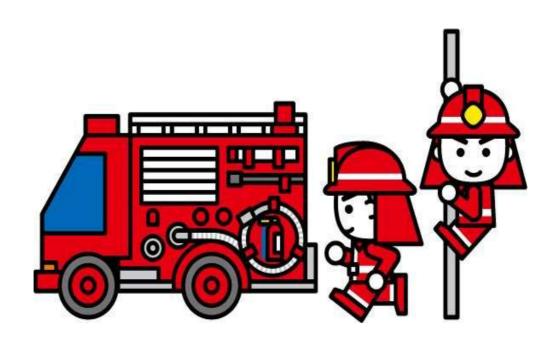
海老名市は、神奈川県のほぼ中央に位置し、東経139度26分11秒~139度22分09秒、北緯35度28分38秒~35度23分59秒、海抜11~84mにあり、西は清流相模川を隔てて厚木市と接し、大山・丹沢をはじめ秀峰富士を望み、東から北にかけては、綾瀬市・大和市・座間市に、南は藤沢市・寒川町と接しています。

2 地 勢

地形は長方形に近く、東西6.15キロメートル、南北8.70キロメートル、総面積26.59平 方キロメートルで南北に長く、東部丘陵地帯と、沖積層地からなる西部平坦地とに分けられ、水に恵まれ、気候の温和な土地である。



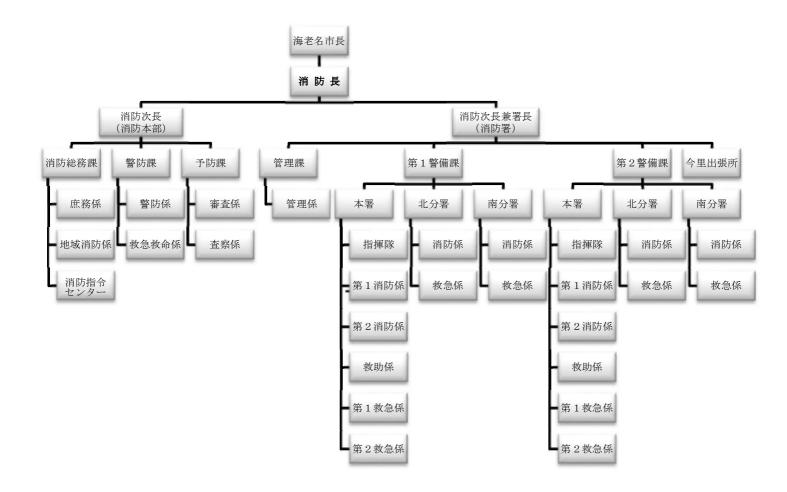
消防情勢



消防本部

当市の消防本部は、昭和44年7月1日発足以来、消防力の強化拡充に努め、現在では、1本部、1署、2分署、1出張所となっています。本部には消防総務課、警防課及び予防課があり、署には管理課及び警備課があります。施設として本部(署)庁舎、北分署及び南分署庁舎並びに今里出張所があります。

消防本部機構図



消防本部のあゆみ

- 昭和30. 7.20 町村合併に基づき旧高座郡海老名町と旧高座郡有馬村が合併し、海老名町となる
- 昭和35. 6.10 海老名町消防審議会規程制定
- 昭和37. 4. 5 海老名町火災予防条例制定
- 昭和41.10.1 消防事務が海老名町役場庶務課庶務係から商工防災課に移る
- 昭和42. 1.10 防災車(救急用)1台購入(新規)(トヨタクラウンライトバン改)
- 昭和42. 1.16 救急業務開始(平日8:30~17:00 土曜8:30~12:30)
- 昭和42.10.2 消防用超短波無線電話機(基地局1基、移動局1基)135.55MHZ購入
- 昭和42.12.26 指令車1台購入(新規) (ニッサンWP130)
- 昭和43. 1. 1 機構改革により防災課が設置される 消防事務が商工防災課から防災課に移る
- 昭和43. 9.28 救急業務日曜、祭日、土曜日の午後も17時まで実施
- 昭和43.12.18 県衛生部から救急自動車1台寄贈される(トヨタB級)
- 昭和44. 6.20 消防本部仮庁舎建設 (プレハブ79.2㎡)
- 昭和44. 6.25 海老名町消防本部等設置条例制定
- 昭和44. 7. 1 海老名町消防本部発足(任意)
 - 1組織消防長以下職員18名
 - 2 設 備 指令車1台、救急自動車2台(防災車含)、オートバイ1台
 - 3 所在地 海老名町国分155番地

救急業務24時間実施する

海老名町消防職員服務規程制定

海老名町消防本部の組織等に関する規則制定

- 昭和44. 9.25 海老名町消防賞慰金条例制定
- 昭和45. 3.31 化学消防ポンプ自動車1台購入(新規)(いすゞTXG10A2級、薬液300゚ピ、水1,000゚ピ)
- 昭和45. 4. 1 消防本部消防隊1隊発足
- 昭和45. 4.17 消防組織法に基づく「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」が一部改正されに政令指定される(施行日:昭和46.4.1)
- 昭和46. 1.25 救助用折畳式ボート1艘購入
- 昭和46. 3.15 普通消防ポンプ自動車1台購入(新規)(ニッサンFH60ジープ型A2級)

- 昭和46. 4. 1 海老名町消防本部、署発足(政令指定)
 - 1組織消防長以下職員28名
 - 2 設 備 化学消防ポンプ自動車1台、救急自動車2台、救助用折畳式ボート1艘 普通消防ポンプ自動車1台、指令車1台、オートバイ1台
 - 3 所在地 海老名町国分155番地 県防災消防課より危険物規制事務の引継ぎを受ける
- 昭和46. 5.24 危険物の規制に関する細則制定
- 昭和46. 6.27 海老名町消防本部、署庁舎新築工事着工
- 昭和46.11.1 市制施行、海老名市となる
- 昭和46.12.18 海老名市消防本部、署庁舎落成 構 造 鉄筋コンクリート造2階建 延面積 1,304.71㎡ 場 所 海老名市国分155番地
- 昭和47.12.20 救急自動車(中型)1台購入(更新)(トヨタRH18V) 防災車(救急自動車S42.1.10購入)1台市役所衛生課へ配車
- 昭和48.10. 1 指令車1台購入 (更新) (ニッサン230改)
- 昭和49. 1. 1 機構改革により防災係が市長部局より消防本部に編入される
- 昭和49.10.4 海老名市消防運営審議会条例制定
- 昭和50. 2. 1 救助工作車1台購入(新規)(いすゞSBR380改)特別救助隊編成
- 昭和50. 4. 1 消防職員の定数改正(50名から55名となる)
- 昭和50. 4. 8 日本損害保険協会から普通消防ポンプ自動車1台寄贈(増強)される (トョタFJ55改)
- 昭和51. 3. 1 海老名市災害一斉指令装置設置 (送信機1基、受信機21基(各分団に設置)F2153.55MHZ5W)
- 昭和52. 3. 1 消防音楽隊発足
- 昭和52. 4. 1 消防職員の定数改正(55名から60名となる)
- 昭和53. 1.13 梯子付消防ポンプ自動車1台購入(増強) (30m級) (三菱FV112IV改)
- 昭和53. 1.25 日本損害保険協会から救急自動車1台寄贈(新規)される(トヨタ2B)
- 昭和53. 3.22 救急用超短波無線電話装置設置(基地局1基、移動局2基) 150MHZ 超短波無線電話装置設置(県波基地局1基) 150MHZ
- 昭和53. 4. 1 消防職員の定数改正(60名から65名となる)
- 昭和54. 1.25 査察車1台購入(新規)(トヨタハイエース)
- 昭和54. 2.13 化学消防ポンプ自動車1台購入(更新)(Ⅲ型)(三菱FM215J改)

- 昭和54. 3.13 北分署用超短波無線電話装置設置(移動局1基)
- 昭和54. 3.30 海老名市消防署北分署完成 構 造 鉄筋造平屋 延面積 140.81㎡ 場 所 海老名市柏ケ谷1047-3
- 昭和54. 3.31 消防防災無線通信施設設置(同報親局1基、同報受信設備43基、 移動無線基地局1基、移動局6基)
- 昭和54.4.1 消防職員の定数改正(65名から70名となる)
- 昭和55. 3.31 消防防災無線通信施設設置(同報受信設備19基、移動局設備23基)
- 昭和55. 4. 1 消防職員の定数改正 (70名から76名となる)
- 昭和56. 1.14 普通消防ポンプ自動車1台購入(北分署新規)(いすゞTLD4WFYB1級)
- 昭和56. 3.31 広域避難場所標識設置(市内15箇所)
- 昭和56.4.1 消防職員の定数改正(76名から79名となる)
- 昭和57. 3.19 日本自動車工業会から救急自動車1台寄贈(本署更新)される(ニッサン2B)
- 昭和57. 3.23 指令車1台購入(本部更新) (ニッサング・ロリア)
- 昭和57. 8.27 日本消防協会から救急自動車1台寄贈(本署更新)される(ニッサン2B)
- 昭和57. 9.30 防災資機材運搬車1台購入(本部新規) (三菱キャンター)
- 昭和58. 4. 1 消防職員の定数改正(79名から91名となる)
- 昭和58.10.17 可搬式小型動力ポンプ(B3級)2台購入(本署・北分署新規)
- 昭和59. 2.24 消防ポンプ自動車2台購入(南分署新規・本署更新) (CD-1型ホースカー付) (いすぶK-PLD46WF)
- 昭和59. 3.15 南分署及びコミュニティ防災センター完成 構 造 鉄骨造2階建 延面積 834.65㎡ 場 所 海老名市上河内175-1
- 昭和59. 3.31 海老名市コミュニティ防災センター設置条例制定
- 昭和59. 4. 1 機構改革により消防防災課が設置され、消防署の甲乙部隊が警備第1係・第2係となる
- 昭和59. 9.28 可搬式小型動力ポンプ1台購入(B3級)(南分署新規)
- 昭和61. 1.16 救急自動車1台購入(本署更新)(トヨタ2B)
- 昭和61. 1.20 消防広報車1台購入(本部新規)(トヨタハイエースロングバン)
- 昭和61. 4. 1 消防職員の定数改正 (91名から93名となる)

- 昭和61.10.21 救急自動車1台購入(本署更新)(トヨタ2B)
- 昭和62. 3.19 救助工作車1台購入(本署更新)(いすゞP-CVR14FD改)
- 昭和62. 4. 1 消防職員の定数改正 (93名から95名となる)
- 昭和62. 7.20 査察車1台購入(本部増強)(トヨタライトバン)
- 昭和62.10.8 梯子付消防ポンプ自動車1台購入(本署増強)(いすゞ15m級)
- 昭和63. 4. 1 消防職員の定数改正 (95名から98名となる)
- 昭和63. 6.10 海老名市消防本部、署庁舎新築工事着工
- 昭和63. 8.18 査察車1台購入(本部更新) (ニッサンT-FGY60改)
- 昭和63. 8.25 救急自動車1台購入(本署更新)(トヨタ2B)
- 昭和63.11.30 消防ポンプ自動車1台購入(北分署更新) (三菱P-FG335C改) (CD-1ホースカー、動力昇降装置付)
- 平成元. 3.20 海老名市消防本部、署庁舎完成 構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 延面積 2,364.99㎡ 場 所 海老名市大谷816番地
- 平成元. 4. 1 消防職員の定数改正 (98名から105名となる)
- 平成元. 9.27 防災指導車(起震車)1台購入(本部新規)
- 平成元.11.1 機構改革により消防総務課と防災課の2課となる本署救急隊2隊配備
- 平成 2. 2. 28 化学消防ポンプ自動車1台購入(本署更新)(三菱P-FP413J改)
- 平成 2. 4. 1 消防職員の定数改正(105名から108名となる)
- 平成 2.10.31 北分署增築工事完成增築面積124.07㎡延面積264.88㎡
- 平成 2.11. 1 北分署に救急隊1隊配備(本署1隊、北分署1隊体制)
- 平成 2.12.15 指令車1台購入 (本部更新) (ニッサンE-Y31改)
- 平成 3. 3.27 小型動力ポンプ付水槽車1台購入(本署新規)(日野U-FH2KGAD改) (タンク容量5,000ℓ)
- 平成 3. 4. 1 消防職員の定数改正(108名から112名となる)
- 平成 3.10.16 救急自動車1台購入(本署更新)(トヨタ2B)
- 平成 3.12.25 防災パトロール車1台購入(本部新規) (三菱S-V14改)
- 平成 5. 4. 1 消防職員の定数改正(112名から122名となる)

- 平成 5. 9. 1 防災資機材搬送車1台購入(本部更新) (三菱U-FG437E改)
- 平成 6. 3.14 高規格救急自動車1台購入(本署更新)(トヨタZ-UZH132S改)
- 平成 6.4.1 消防職員の定数改正(122名から132名となる)
- 平成 6. 6.24 救急救命士誕生
- 平成 6.10. 1 市面積の変更25.20kmから26.48km~
- 平成 7. 4. 1 消防職員の定数改正(132名から137名となる) 南分署に救急隊1隊配備(本署、北分署、南分署各1隊体制)
- 平成 7. 8. 7 情報収集用バイク3台購入(本署・南分署・北分署新規) (スズキA-BA41A)
- 平成 7.11.27 消防広報車1台購入(本部更新) (ニッサンハ・ネットハ・ン)
- 平成 8. 1.31 消防ポンプ自動車2台購入(本署.南分署更新) (三菱KC-FL618E改)
- 平成 8. 9.30 海老名市消防本部消防職員委員会に関する規則制定
- 平成 8.12.26 高規格救急自動車1台購入(北分署更新)(トョタGB-UZH132S)
- 平成 9. 3.31 南分署消防訓練場完成 A塔 24.08㎡鉄骨造2階建 B塔 490.18㎡鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造8階建 C塔 222.18㎡鉄骨造2階建
- 平成 9. 4. 1 機構改革により消防総務課と予防課の2課となる
- 平成 9.11.19 梯子車1台購入 (本署更新) (モリタMLFM5-40R38m級)
- 平成10. 1.16 査察車1台購入(本部更新) (トヨタハイエース1RZE)
- 平成11. 3.16 日本損害保険協会から高規格救急自動車1台寄贈(南分署更新)される (いすぶKC-NPR71LV改)
- 平成11. 4. 1 機構改革により庶務係・警防係・予防係が廃止され担当制となる
- 平成11.10.25 平出照夫氏から高規格救急自動車1台寄贈(本署更新)される(ニッサンGE-FLGE50)
- 平成12. 3. 9 起震車1台購入(本部更新) (三菱KK-FE52CE)
- 平成13. 1.29 消防ポンプ自動車1台購入(北分署更新) (三菱KK-FE53EB改)
- 平成14. 1.31 消防広報車1台購入(本部更新)(スズキLA-TL52W)
- 平成14.4.1 機構改革により消防署の警備第1係・第2係が第1警備隊・第2警備隊となる
- 平成14. 3.12 救助工作車(Ⅱ型)1台購入(本署更新)(日野KL-FE1,I,IDA改)
- 平成15. 3 消防緊急通信指令システム(Ⅱ型)更新

- 平成16. 3. 1 梯子付消防ポンプ自動車1台購入(本署更新)(日野KK-FD1JEEA改)
- 平成16. 8.20 消防広報車1台購入(本部更新) (ニッサンTC-SK82VN)
- 平成17. 3.29 高規格救急自動車1台購入(北分署更新)(トョタTC-VCH38S)
- 平成17. 4. 1 消防職員の定数改正 (137名から153名となる)
- 平成17. 9~ 防災行政無線の再整備・3ヵ年の継続事業開始
- 平成18. 3.14 資機材搬送車1台購入(本署更新)(日野PB-XZU344M)
- 平成18. 3.24 小型動力ポンプ付水槽車1台購入(本署更新)(日野ADG-FE8JJWA) 高規格救急自動車1台購入(本署更新)(トヨタTC-VCH38S)
- 平成19.10.24 高規格救急自動車1台購入(本署新規)(トヨタCBF-TRH226S)
- 平成19.11.7 本署救急小隊1隊增隊(本署2隊·北分署1隊·南分署1隊体制)
- 平成20. 2. 4 化学消防ポンプ自動車Ⅱ型1台購入(本署更新)(日野BDG-FEH8 T T WA c)
- 平成20. 4. 1 海老名市職員の定数条例の一部改正 (消防吏員は初任教育中及び初任教育が行われた年度に限り定数外として 取り扱うことができる)
- 平成20.10.17 消防支援車1台購入(本署新規)(日野BVG-FX7JGWA)
- 平成20.12.10 高規格救急自動車1台購入(南分署更新)(\\\^3\\\)CBF-TRH226S)
- 平成21. 2. 5 消防ポンプ自動車(本署更新) (日野BDG-GX7,JGWA改)
- 平成22. 1. 6 消防ポンプ自動車(南分署更新) (日野BDG-FD7,JEWA改)
- 平成22. 2. 8 海老名市北分署庁舎完成(移転新築) 構 造 鉄筋コンクリート造2階建 延面積 1,221.92㎡ 場 所 海老名市上今泉6-13-17
- 平成23. 2.28 消防庁舎増・改築 増築棟 488.53㎡軽量鉄骨造2階建 (仮眠室の個室化、救急消毒室・乾燥室・資機材倉庫新設) 改 築 (仮眠室の個室化、会議室を2Fから1Fへ移設、女子シャワー室新設)
- 平成24. 1. 1 海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会設立
- 平成24. 2.23 資機材搬送車1台購入(防災1新規)(日野SKG-XZC605M)
- 平成24. 4. 1 機構改革により予防課防災係が市役所市長室危機管理課に、予防課が 審査係・査察係となる
- 平成24.10.9 消防査察車1台購入(査察2更新)(トョタCBF-TRH200V)
- 平成24.11.22 資機材搬送車1台購入(防災2新規)(日野TKG-XZC605M)

- 平成25. 2.26 高規格救急自動車1台購入(北分署更新)(\\\^3\\\^CBF-TRH226S)
- 平成25. 3. 1 今里出張所運用開始 構 造 鉄筋コンクリート造2階建 延面積 204.53㎡ 場 所 海老名市今里1-3-45
- 平成25. 3.13 守屋福夫氏から少量危険物移動タンク (ミニローリ) 2台寄贈される (今里出張所)
- 平成25. 3.15 消防指揮車1台購入(指揮車新規)(トヨタCBF-TRH226K)
- 平成26. 2.20 高規格救急自動車1台購入(本署更新)(\\\^3\\\)CBF-TRH226S)
- 平成27. 1.16 消防ポンプ自動車(北分署更新) (イスズTDG-NMS85AN)
- 平成27. 3. 6 海老名市、座間市及び綾瀬市救急業務相互応援協定施行
- 平成27. 3.31 消防音楽隊解散
- 平成27. 4. 1 市面積の変更26.48㎞から26.59㎞へ
- 平成27. 4. 1 消防職員の定数改正(153名から165名となる) 機構改革により消防総務課警防係が警防課警防係となる 消防署第1警備隊、第2警備隊が第1警備課、第2警備課となる
- 平成27. 4. 1 海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センター運用開始 構 造 鉄筋コンクリート造3階建 延面積 732.53㎡ 場 所 海老名市柏ケ谷1047-3
- 平成27.10.7 高規格救急自動車1台購入(本署更新)(\\\^3\\\)CBF-TRH226S)
- 平成28. 2.15 消防査察車1台購入(査察1更新)(日産CBF-SQ2F24)
- 平成28.11.25 高規格救急自動車1台購入(南分署更新)(\\\ 3\) CBF-TRH226S)
- 平成29. 2.24 消防広報車1台購入(広報1更新) (スバルDBA-SJ5)
- 平成29. 3.14 消防指令車1台購入(指令1更新)(日産DAB-TB17)
- 平成29. 3. 1 消防庁舎改築 改 築 (女性エリアの新設、男子更衣室、女子更衣室の移設)
- 平成29. 3.10 pーリー (灯油専用) 1台購入 (トヨタDBF-S402U)
- 平成29. 4. 1 消防本部の組織変更により消防総務課が庶務係、地域消防係、警防課が警防 係、救急救命係となる
- 平成30. 4. 1 消防職員の定数改正 (165名から177名となる) 消防本部の組織変更により消防署が管理課、第1警備課、第2警備課となる

歴 代 消 防 長

初 代	広 崎 (就任	登喜雄 昭和44年		1 目	退任	昭和44年	9月30日)
第2代	諏 訪 (就任	仁 昭和44年				昭和47年	9月30日)
第3代		憲 一 昭和47年		1 目	退任	昭和48年	6月30日)
第4代	萩 原(就任	松 三 昭和48年		1 目	退任	昭和52年	4月15日)
第5代		啓 治 昭和52年		16日	退任	昭和53年	4月30日)
第6代	金 子 (就任	博 昭和53年		1 目	退任	平成元年	4月30日)
第7代		仁 平成元年				平成元年	10月31日)
第8代		茂 雄 平成元年		1 目	退任	平成5年	3月31日)
第9代		時 茂 平成5年	氏 4月	1 目	退任	平成6年	3月31日)
第10代		盛 平成6年		1 目	退任	平成11年	3月31日)
第11代	原 田 (就任	隆 男 平成11年		1 目	退任	平成13年	3月31日)
第12代		克 明 平成13年		1 目	退任	平成15年	3月31日)
第13代	遠 藤 (就任	勝 平成15年		1 目	退任	平成16年	3月31日)
第14代		政 夫 平成16年		1 目	退任	平成18年	3月31日)
第15代		静 夫 平成18年	氏 4月	1 日	退任	平成20年	3月31日)
第16代		洋 司 平成20年		1 目	退任	平成22年	3月31日)
第17代		直 吉 平成22年		1 目	退任	平成24年	3月31日)

第18代 植 木 孝 行 氏 (就任 平成24年 4月 1日 退任 平成25年 3月31日) 第19代 須 江 康 成 氏 (就任 平成25年 4月 1日 退任 平成27年 3月31日) 第20代 天 野 孝 氏 (就任 平成27年 4月 1日 退任 平成29年 3月31日)

第21代 小 林 直 樹 氏 (就任 平成29年 4月 1日)

消防本部の現勢



消防本部・署の担当事務

消防総務課

庶務係

- 1 公印の管理に関すること
- 2 文書の収発、編さん及び保存に関すること
- 3 職員の任免、服務及び賞罰に関すること
- 4 職員の配置に関すること
- 5 職員の階級、礼式及び服務に関すること
- 6 職員の研修及び福利厚生に関すること
- 7 職員の諸給与、その他給付に関すること
- 8 消防事務の企画調整に関すること
- 9 条例、規則の原案の調整及び規程の制定又は改廃に関すること
- 10 本部所掌予算に関すること
- 11 消防用財産の取得及び管理に関すること
- 12 消防用物品の出納及び保管に関すること
- 13 被服等の貸与及び管理に関すること
- 14 公務災害補償に関すること
- 15 消防庁舎等の維持管理に関すること
- 16 消防協会等関係機関との連絡に関すること
- 17 地域防災計画の実施に係る連絡調整に関すること
- 18 広報に関すること
- 19 コミュニティ防災センターに関すること
- 20 北分署会議室に関すること
- 21 本部内庶務に関すること
- 22 他係の所管に属しないこと
- 23 海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会に関すること

地域消防係

- 1 消防団員の任免、服務及び賞罰に関すること
- 2 消防団員の研修及び福利厚生に関すること
- 3 消防団員の諸給与、その他給付に関すること
- 4 消防分団器具置場等の維持管理に関すること
- 5 消防団の庶務に関すること
- 6 消防団員の退職報償金に関すること

警防課

警防係

- 1 火災の警戒、防ぎょ計画に関すること
- 2 消防隊及び損害調査に関すること
- 3 火災及び救助の統計調査に関すること

- 4 消防用機械器具の整備等に関すること
- 5 消防地理及び消防水利に関すること
- 6 火災警報の発令に関すること
- 7 火災危険区域の設定に関すること
- 8 消防相互応援協定に関すること
- 9 消防気象及び通信の運用に関すること
- 10 消防における訓練等に関すること
- 11 自家用給油取扱所の給油に関すること
- 12 その他警防に関すること

救急救命係

- 1 救急の統計調査に関すること
- 2 救急広報に関すること
- 3 応急手当の普及啓発に関すること
- 4 救急の研修に関すること
- 5 救急車両、装備品等の整備に関すること
- 6 救急資機材の整備に関すること
- 7 メディカルコントロール体制に関すること
- 8 救急業務の調整に関すること
- 9 高速道路等に関すること

予防課

審査係

- 1 建築確認の同意に関すること
- 2 消防用設備等の指導に関すること
- 3 許可書等の交付及び再交付
- 4 火災予防運動等の事業に関する事務・調整
- 5 液化石油ガス等に関する事務
- 6 火気取り扱い設備器具等の設置の指導及び規制に関すること
- 7 その他火災予防に関すること

査察係

- 1 予防査察に関すること
- 2 防火管理に関すること
- 3 防火対象物定期点検報告制度に関する事務
- 4 火災予防の普及啓発に関する事務・調整
- 5 危険物の規制及び届出に関すること
- 6 防火対象物の実態調査等の統計に関する事務
- 7 防火協力団体に関する事務・調整
- 8 核燃料物資等の貯蔵及び届出に関すること
- 9 自衛消防隊の訓練に関すること

管理課

管理係

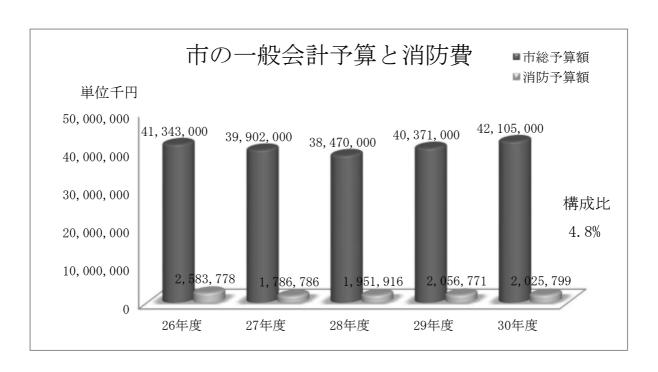
- 1 火災及び救助の統計調査に関すること
- 2 火災警報の発令及び消防気象観測に関すること
- 3 届出及び証明に関すること
- 4 消防訓練に関すること
- 5 消防資機材の整備に関すること
- 6 予防査察等に関すること
- 7 署員の教育及び訓練に関すること
- 8 署の予算及び執行に関すること
- 9 署の事務事業の調整に関すること
- 10 署の庶務に関すること

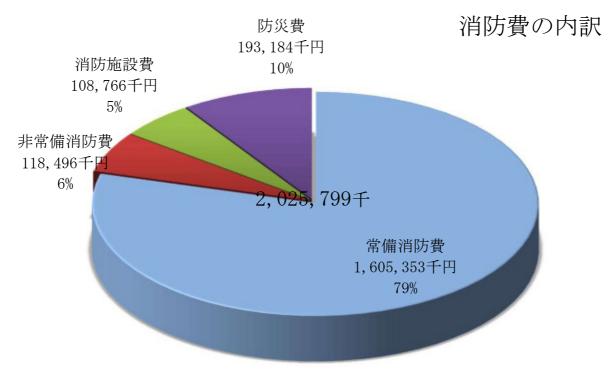
第1警備課及び第2警備課

- 1 水火災の警戒及び防ぎょに関すること
- 2 救急及び救助活動に関すること
- 3 火災の原因調査及び損害調査に関すること
- 4 消防地理及び消防水利の調査に関すること
- 5 消防通信の運用に関すること
- 6 予防査察等に関すること

消防予算

平成30年度の市全体の一般会計当初予算額は42,105,000千円であり、前年度と比較して4.3%増となっています。消防費の当初予算額は2,025,799千円で、前年度と比較して-1.5%であり、一般会計当初予算との構成比は4.8%となっています。



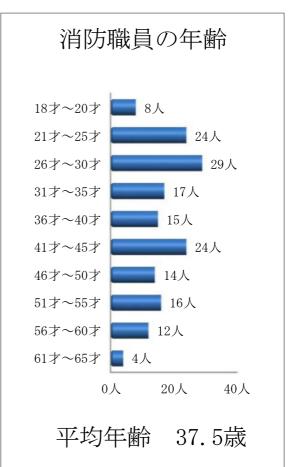


※常備消防費は消防本部、非常備消防費は消防団の予算です。

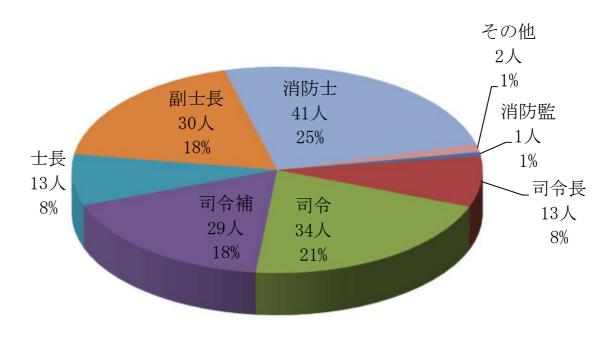
消防職員

消防職員は、市民の生命と財産を守り、安全な地域社会実現のため各種災害に対処し、 災害の防除・救急救助等の消防業務に努めています。今年度は、163人の職員が在職してい ます。また、職員の定数条例における定員数は177人です。





消防職員の階級内訳(163人)



消防水利

市内には、火災を鎮圧・消火するための目的で設置された、消火栓や防火水槽などがあり、これらを消防水利と言います。また、プール等の水も火災が発生したときには消防水利となります。市内には平成30年4月1日現在2,079基の消防水利があり、このうち消火栓が1,240基、防火水槽が833基、その他の消防水利としてプールが6箇所となっています。

【消火栓】

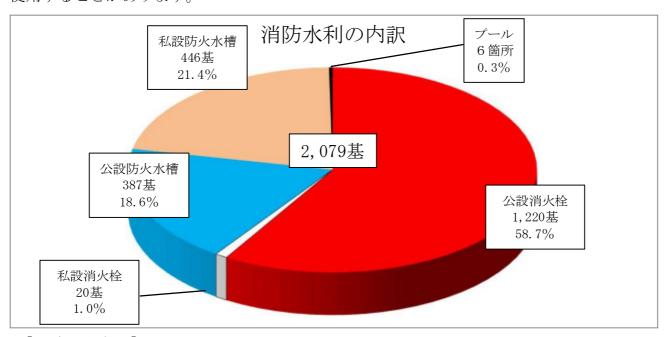
道路下等に埋められた水道管の途中に、消防隊のホースを接続するために設置しています。

【防火水槽】

消火用の水が常時貯まっている槽で、地震時等、消火栓が使用できない場合に効力を発揮します。学校や公園、マンション、事業所などに設置しています。

【自然水利】

河川、海、湖池等、自然に存在する水資源のことです。消火活動の際、現場の近くに消火栓等がない場合、若しくは水量が十分でない場合は、必要に応じてこれらの自然水利を使用することがあります。



【消防水利内訳】

■ 11 2 12 2 3 3 4 1 3 1 3 EV	•								
				防火	水槽				
消防水利合計	消火栓	合計	40㎡未満	40㎡以上 60㎡未満	60㎡以上 80㎡未満	80㎡以上 100㎡未満	100㎡以上	プール	基準年
2,079基	1,240基	833基	95基	471基	206基	17基	44基	6箇所	H30. 4. 1

消防本部 · 署車両一覧

消防本部では、各種災害に対応するための消防車、救急車をはじめとする消防車両を30台保有し、市民の生命、身体、財産を守っています。平成29年度には救助工作車、ボートトレーラーを更新しました。

配置	車	両 名	購入年月	全長 (m)	全幅 (m)	全高 (m)	総排気量 (cc)
消防署		消防用指揮車(指揮1)	H25年3月	5. 61	1.88	2. 50	2, 690
		水槽付 消防ポンプ自動車 (ポンプ1)	H21年1月	6. 99	2. 26	3. 10	8, 200
		消防ポンプ自動車 (北ポンプ1)	H27年1月	5. 93	1. 92	2. 77	2, 990
		消防ポンプ自動車 (南ポンプ1)	H22年1月	6. 46	2. 22	2.80	6, 400
		化学車 (化学1)	H20年2月	7. 53	2. 26	3. 00	7, 680
		小型動力ポンプ付 水槽車(5,000L) (タンク1)	H18年3月	7. 03	2. 35	2. 81	7, 680

配置	車	両 名	購入年月	全長 (m)	全幅 (m)	全高 (m)	総排気量 (cc)
消防署		救助工作車 (救助1)	H29年12月	7.86	2. 36	3. 15	5, 120
		梯子車【40m】 (はしご1)	H9年11月	11. 24	2. 49	3. 54	20, 780
		梯子付 消防ポンプ自動車 【15m】 (はしご2)	H16年2月	7. 05	2. 22	3. 49	7, 960
		消防支援車 (支援1)	H20年10月	6. 98	2. 27	3. 33	6, 400
	8	ボートトレーラー	H30年3月	4. 69	1. 69	0. 95	0
		情報収集車・本署 (バイク)	H7年8月	1.81	0.63	1. 005	49
		情報収集車・北分署 (バイク)	H7年8月	1.81	0.63	1. 005	49
	S. C.	情報収集車・南分署 (バイク)	H7年8月	1.81	0.63	1. 005	49

配置	車	両 名	購入年月	全長 (m)	全幅 (m)	全高 (m)	総排気量 (cc)
道消防署		高規格救急車(救急1)	H26年2月	5. 62	1.89	2. 49	2, 690
		高規格救急車 (救急2)	H27年10月	5. 65	1.89	2. 49	2, 690
		高規格救急車(救急3)	H20年12月	5. 64	1.89	2. 54	2, 690
		高規格救急車(救急北1)	H25年2月	5. 62	1.89	2. 49	2, 690
		高規格救急車 (救急南1)	H28年11月	5. 62	1.89	2. 49	2, 690
消防本部		指令車 (指令1)	H29年3月	4. 61	1. 76	1. 67	1, 790
		査察車 (査察1)	H28年2月	4. 71	1. 69	2. 24	1, 990
		查察車 (查察2)	H24年10月	4. 72	1. 69	2. 12	1, 990

配置	車	両 名	購入年月	全長 (m)	全幅 (m)	全高 (m)	総排気量 (cc)
消防本部	Sold Sold Sold Sold Sold Sold Sold Sold	広報車 (広報1)	H16年8月	4. 28	1.63	2. 04	1, 780
		広報車 (広報2)	H29年 2 月	4. 61	1. 79	1.87	1, 990
		資機材運搬車 (指導1)	H18年3月	6. 07	1.89	2. 32	4, 000
		消防資機材運搬車(作業1)	H24年2月	4. 72	1. 76	2. 80	4, 000
		連絡車 (ハイエース)	H18年7月	4. 84	1.88	2. 10	2, 690
今里出張所		ローリー (軽油専用)	H25年3月	4. 33	1. 69	1.88	1, 780
		ローリー (灯油専用)	H29年3月	4. 27	1. 67	1. 99	1, 490
消防署		予備消防車	H12年2月	5. 23	1.88	2. 50	5, 240

消防相互応援協定

神奈川県下消防相互応援協定

各市町村の消防責任は、原則として当該市町村の区域内となります。しかし、各市町村における消防力の限界を超える大規模な火災、自然災害、高速道路における災害が発生した際、それに対処するために、現有の消防力をもって消防相互間に応援することのできるルールを定めています。

(平成30年4月)

協定市	応援を受ける地域	応援出場する地域		
	河原口、河原口1~5丁目、さつき町、扇町、泉1・2	厚木町、東町、元町、松枝1・2丁目、中町、		
	丁目、上郷、上郷1~4丁目、めぐみ町、中新田、	1~4丁目、寿町1~3丁目、水引1・2丁目、		
	中新田1~5丁目、下今泉、下今泉1~5丁目、大谷、	栄町1・2丁目、田村町、幸町、泉町、旭町		
厚木市	大谷北1~4丁目、大谷南1~5丁目、浜田町、上今泉、	1~5丁目		
净小川	門沢橋、門沢橋1~6丁目、中野、中央1~3丁目、			
	国分北1~4丁目、国分南1~4丁目	圏央道のうち、 海老名IC料金所から圏央厚木IC料金所		
	圏央道のうち、 圏央厚木IC料金所から海老名IC料金所 までの区間の内回り	までの区間の外回り		
	柏ケ谷、東柏ケ谷1~6丁目、国分北1~4丁目、中央、	主要地方道丸子・中山・茅ヶ崎線以北		
 綾瀬市	1~3丁目、国分南1~4丁目、国分寺台1~5丁目、	主要地方道藤沢座間厚木線以西及び		
/校/快川	杉久保、杉久保北1~5丁目、杉久保南1~5丁目、	東名高速道路以北		
	本郷、望地1·2丁目			
大和市	東柏ケ谷全域	上草柳、上草柳1~9丁目、桜森1~3丁目		
座間市	柏ケ谷、東柏ケ谷及び県道横浜厚木線以北	国道246号線、主要地方道藤沢座間厚木線 以南		
	門沢橋、門沢橋1~6丁目、本郷地区	倉見地区		
寒川町	圏央道のうち、寒川北IC〜海老名南JCTまでの 区間の外回り	圏央道のうち、海老名南 J C T ~寒川北 I C までの区間の内回り		
藤沢市	本郷	用田		

東名高速道路消防相互応援協定

東名高速道路は、インターチェンジの出入り口からの進入となります。このため、東名高速道路上での火災や救急、救助等の災害は、インターチェンジが有る市が対応することとなっており、東名高速道路における消防業務の受持ち区分及び応援に関してのルールを定めています。

(平成30年1月)

協定市		出	場	区	域	
川崎市	東名川崎ICカ	ゝら横浜青葉 I C	までの区間の下り重	車線の区域		
横浜市		いら横浜青葉 I C O区間の下り車線		車線の区域及び横海	兵町田ICから海老名	ЈСТ,
海老名市	までの区間の丁	り車線の区域、	及び海老名ICから	っ 海老名南 J C T a	ら)、海老名ICから までの区間の内回りの 区間の下り車線の区域	区域、海
寒川町	海老名JCTカ	ゝら海老名南 J C	Tまでの区間の外回	到りの区域		
厚木市	海老名JCTカ	ゝら海老名 I Cの		木ICから秦野	きでの区間の上り車線 中井ⅠCまでの区間 ○区域	
秦野市	厚木 I Cから素 区間の下り車線		の区間の上り車線の	の区域及び秦野中井	‡ICから大井松田I	Cまでの
小田原市	秦野中井ICカ	ゝら大井松田 I C	までの区間の上り耳	車線の区域		

※IC=インターチェンジ、 JCT=ジャンクション、 SA=サービスエリア

海老名市、座間市及び綾瀬市救急業務相互応援協定

海老名市、座間市及び綾瀬市は、共同で通信指令事務を行うため、消防指令センターの運用を開始しました。

三市は、この消防指令センターの機能を活用するため、救急事案が発生した場所を管轄する救急隊が出動中の場合や出動することができない場合に、その救急事案に最も早く到着できる救急隊を出動させるルールを定めています。

(平成27年3月)

協定市	出	場	区	域	
海老名市	協定市の区域の全域 ※ キャンプ座間、米海軍厚	「木航空施設を除く。			
座間市	協定市の区域の全域 ※ 東名高速道路、圏央道、	米海軍厚木航空施設を	除く。		
綾瀬市	協定市の区域の全域 ※ 東名高速道路、圏央道、	キャンプ座間を除く。			

火 災 予 防



予防業務

予防業務の目的は、火災を未然に防ぐことにあります。このことから消防本部では、消防関係法令に基づき、建築物及び危険物施設に対し安全に関する指導を行い、火災予防の普及・推進・防火管理の徹底を図っています。

業務の種類

• 消防同意事務

建築確認の消防同意等を通して、建物が建つ前の設計の段階から建物の安全に関する指導を行っています。

・届出等に基づく審査検査事務

消防法令の規定により届出等された事項や内容の審査、検査を通して、建物の実態把握や災害予防に関する指導を行っています。

· 危険物規制事務

危険物施設の位置、構造、設備等の検査や危険物の取扱いの指導及び許認可を通して、危険物災害の未然防止に努めています。

• 查察事務

災害を未然に防ぐために、防火管理、消防用設備、危険物施設等の状況の検査を行っています。

建築同意

消防法第7条の規定により、建築物の許認可・確認に対する消防同意事務を行っています。 建築物を建築しようとするときには、建築確認申請を建築主事または民間の指定確認検査機 関に提出して、建築確認を受けなければなりません。

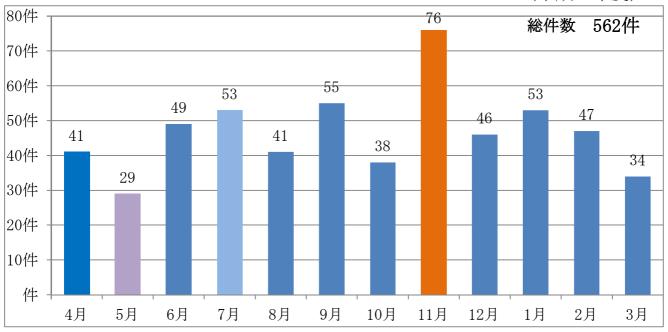
消防同意とは、建築確認の際に消防機関が防火の専門家として、防火上・避難上の安全性が確保されているか等の総合的な防災対策についてチェックし、指導するものです。

平成29年度は、建築確認申請に伴う消防同意事務を562件行い、防火に関する指導を実施しました。



月別建築同意処理件数

(平成29年度)



区分月	合計件数	新築件数	増築件数	改築件数	移転件数	用途変更 件数	その他
4月	41件	40件					1件
5月	29件	27件					2件
6月	49件	47件					2件
7月	53件	51件					2件
8月	41件	39件	1件				1件
9月	55件	52件					3件
10月	38件	31件					7件
11月	76件	71件	3件				2件
12月	46件	40件	2件				4件
1月	53件	37件	1件			1件	14件
2月	47件	44件					3件
3月	34件	31件				1件	2件
合 計	562件	510件	7件			2件	43件

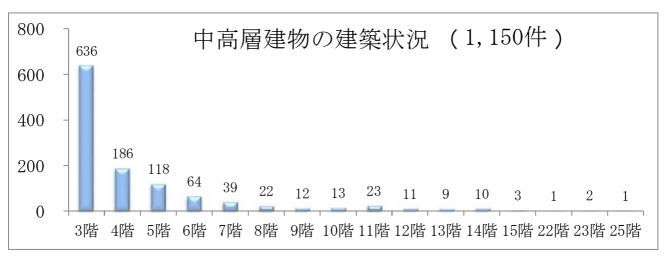
防火対象物

本市の防火対象物数は年々増加しており、平成30年3月31日現在、3,557件となっています。

近年、防火対象物の形態は高層化・大規模化し、その管理及び利用形態も複雑多様化してきており、火災予防を図るうえで消防機関の果たすべき役割も、さらに大きなものになってきています。

消防本部では、防火対象物の利用者の安心・安全を確保するため、建築物の設計段階から 使用開始に至るまで、防火に関する指導並びに消防用設備等の設置指導や完成検査を実施し ています。

さらに、防火対象物の関係者に対しては、火災予防の徹底を図るため、防火管理及び消防 用設備等の適正な維持管理を指導するとともに、火災発生時に、消火・通報・避難活動が適 切に行えるよう消防訓練の指導を行うなど、関係者の防火管理意識の向上を図っています。

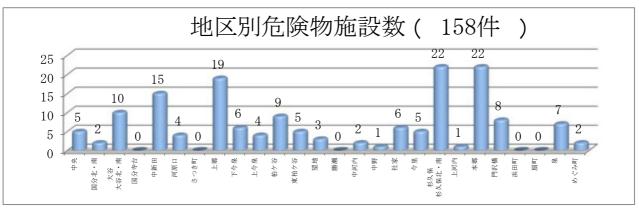


消防用設備等の設置が必要な防火対象物

消防用設備 要設置防火対象物		_	$\overline{\mathbf{X}}$	分 (消防法第17条)
1 □ 公会場・集会場 25 2 □ 遊技場・グンスホール	防り	と対 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	象物	
□ □ 公会場・集会場	1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	4
2 一 遊技場・ダンスホール 6	1	口	公会場・集会場	25
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	
○ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等	١	口	遊技場・ダンスホール	6
7 待合・料理店・その他これらに類するもの 中 飲食店 138 138 138 138 15 150	4	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	
3 日飲食店 138 138 138 138 138 156 156 157 156 157		=	カラオケボックス・個室利用を伴う店舗等	
日飲食店 63 百貨店・マーケット・店舗・展示場等 138 万俊店・ホテル・宿泊所 5 市宿舎・下宿・共同住宅 1550 中海に・沙藤所・助産所 41 中老人福祉施設 37 中老人福祉施設 37 中老人福祉施設 49 少様園 12 小学校・中学校・高等専門学校 44 大学・専修学校・各種学校等 1 イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場等 2 中 石(掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 11 神社・寺院・教会その他これらに類するもの 49 イ 工場・作業所 27 中國の停留場又は船舶・航空機の発着場 11 神社・寺院・教会その他これらに類するもの 49 イ 工場・作業所 27 中國の存留場又は船舶・航空機の発着場 11 神社・寺院・教会その他これらに類するもの 49 イ 工場・作業所 27 中 大僧・ 回転翼航空機の格納庫 335	2	イ	待合・料理店・その他これらに類するもの	
5 イ 旅館・ホテル・宿泊所 5 ロ 寄宿舎・下宿・共同住宅 1550 イ 病院・診察所・助産所 41 ロ 老人福祉施設 37 ハ保育園・老人デイサービスセンター 49 三 幼稚園 12 7 小学校・中学校・高等学校・高等専門学校大学・専修学校・各種学校等 44 8 図書館・博物館・美術館等 1 9 イ 公療浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場等 2 10 車両の停留場又は船舶・航空機の発着場 11 11 神社・寺院・教会その他これらに類するもの 49 12 工場・作業所 271 中映画スタジオ・テレビスタジオ 271 中映画スタジオ・テレビスタジオ 27 13 イ 自動車車庫・駐車場 27 中飛行機・回転翼航空機の格納庫 335 14 倉庫 335 15 前各項に該当しない事業所 405 イ 複合用途でその一部が(1)項~(4)項(5)項(6)項(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの 356 ロ用途に供されているもの 26日歳の用途に供されているもの 16 恵子以外の防火対象物 125 16の2 地下街 重要と検資料 17 重要文化財・重要民族資料 1 18 延長50メートル以上のアーケード 市町村長の指定する山林 20 自治省令で定める舟庫	J	口	飲食店	63
1	4		百貨店・マーケット・店舗・展示場等	138
口 寄宿舎・下宿・共同住宅 1550 イ 病院・診察所・助産所 41 ロ 老人福祉施設 37 ハ保育園・老人デイサービスセンター 49 三 幼稚園 12 7 小学校・中学校・高等学校・高等専門学校大学・専修学校・各種学校等 44 8 図書館・博物館・美術館等 1 9 イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場等 2 ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 11 10 車両の停留場又は船舶・航空機の発着場 11 11 神社・寺院・教会その他これらに類するもの 49 12 イ 工場・作業所 271 ロ映画スタジオ・テレビスタジオ 27 13 イ 自動車車庫・駐車場 27 ロ 飛行機・回転翼航空機の格納庫 335 15 前各項に該当しない事業所 405 イ 複合用途でその一部が(1)項~(4)項(5)項イ(6)項(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの下積の用途に供されているもの下複合用途、前各号以外の防火対象物 356 16の2 地下街 重要文化財・重要民族資料 1 18 延長50メートル以上のアーケード 市町村長の指定する山林 19 市町村長の指定する山林 自治省令で定める舟車	5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	5
6 ロ 老人福祉施設 ハ保育園・老人ディサービスセンター 知稚園 12 ハ学校・中学校・高等学校・高等専門学校 大学・専修学校・各種学校等 8 図書館・博物館・美術館等 1 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場等 2 ロイに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 10 車両の停留場又は船舶・航空機の発着場 11 神社・寺院・教会その他これらに類するもの 49 12 イ 工場・作業所 ロ映画スタジオ・テレビスタジオ ロ 飛行機・回転翼航空機の格納庫 4 倉庫 335 15 前各項に該当しない事業所 405 イ 複合用途でその一部が(1)項~(4)項(5)項イ(6)項(9)項イに掲げる防火対象物 の用途に供されているもの ロ 複合用途、前各号以外の防火対象物 125 16の2 地下街 17 重要文化財・重要民族資料 18 延長50メートル以上のアーケード 19 市町村長の指定する山林 20 自治省令で定める舟車		口	寄宿舎・下宿・共同住宅	1550
6 へ保育園・老人デイサービスセンター 49 三 幼稚園 12 7 小学校・中学校・高等学校・高等専門学校 大学・専修学校・各種学校等 44 8 図書館・博物館・美術館等 1 9 イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場等 2 ロイに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 11 10 車両の停留場又は船舶・航空機の発着場 11 11 神社・寺院・教会その他これらに類するもの 49 12 イ 工場・作業所 271 ロ 飛行機・回転翼航空機の格納庫 27 13 有庫 335 15 前各項に該当しない事業所 405 イ 複合用途でその一部が(1) 項~(4) 項(5) 項イ(6) 項(9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものの用途に供されているものの接合用途、前各号以外の防火対象物 125 16の2 地下街 1 重要文化財・重要民族資料 1 18 延長50メートル以上のアーケード 1 19 市町村長の指定する山林 20 自治省令で定める舟車		イ	病院・診察所・助産所	41
八保育園・老人デイサービスセンター 49 三 幼稚園 12 7 小学校・中学校・高等学校・高等専門学校大学・専修学校・各種学校等 44 8 図書館・博物館・美術館等 1 9 イム衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場等 2 口で掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 11 10 車両の停留場又は船舶・航空機の発着場 11 11 神社・寺院・教会その他これらに類するもの 49 12 イ工場・作業所 271 ロ映画スタジオ・テレビスタジオ 27 13 イ自動車車庫・駐車場 27 27 取行機・回転翼航空機の格納庫 335 15 前各項に該当しない事業所 405 405 イ複合用途でその一部が(1)項~(4)項(5)項イ(6)項(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものの用途に供されているものの用途に供されているものの内途に供されているものの財産・計算を対している。 356 16の2地下街 1 17 重要文化財・重要民族資料 1 18 延長50メートル以上のアーケード 1 19 市町村長の指定する山林 20 自治省令で定める舟車	6	口		37
7 小学校・中学校・高等学校・高等専門学校 大学・専修学校・各種学校等 44 8 図書館・博物館・美術館等 1 9 イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場等 口 イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 2 10 車両の停留場又は船舶・航空機の発着場 11 11 神社・寺院・教会その他これらに類するもの 49 12 イ 工場・作業所 口 映画スタジオ・テレビスタジオ 271 13 イ 自動車車庫・駐車場 口 飛行機・回転翼航空機の格納庫 27 14 倉庫 335 15 前各項に該当しない事業所 イ 複合用途でその一部が(1)項~(4)項(5) 項イ(6)項(9)項イに掲げる防火対象物 の用途に供されているもの 口 複合用途、前各号以外の防火対象物 356 0の用途に供されているもの 口 複合用途、前各号以外の防火対象物 125 16の2 地下街 1 17 重要文化財・重要民族資料 市町村長の指定する山林 1 18 延長50メートル以上のアーケード 1 19 市町村長の指定する山林 20		ハ	保育園・老人デイサービスセンター	49
イ 大学・専修学校・各種学校等 44 8 図書館・博物館・美術館等 1 9 イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場等 2 ロ 中画の停留場又は船舶・航空機の発着場 11 11 神社・寺院・教会その他これらに類するもの 49 12 石場・作業所 271 ロ映画スタジオ・テレビスタジオ 27 13 市務で機・回転翼航空機の格納庫 27 14 倉庫 335 15 前各項に該当しない事業所 405 イ 複合用途でその一部が(1)項~(4)項(5)項イ(6)項(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの中後合用途、前各号以外の防火対象物を開途に供されているもの中後合用途、前各号以外の防火対象物を開途に供されているもの中後合用途、前各号以外の防火対象物を開金に供きれているもの中後合用を対しているもの中である場合の用を対しております。 125 16の2 地下街 重要文化財・重要民族資料 1 18 延長50メートル以上のアーケード 1 19 市町村長の指定する山林 20 自治省令で定める舟車		=	幼稚園	12
9 イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場等 2 ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 11 10 車両の停留場又は船舶・航空機の発着場 11 11 神社・寺院・教会その他これらに類するもの 49 12 イ 工場・作業所 271 ロ映画スタジオ・テレビスタジオ 27 13 イ 自動車車庫・駐車場 27 取代持機・回転翼航空機の格納庫 405 14 倉庫 335 15 前各項に該当しない事業所 405 イ 複合用途でその一部が(1)項~(4)項(5) 項イ(6)項(9)項イに掲げる防火対象物 の用途に供されているもの 中複合用途、前各号以外の防火対象物 356 16の2 地下街 1 17 重要文化財・重要民族資料 市町村長の指定する山林 20 1 18 延長50メートル以上のアーケード 市町村長の指定する山林 20 自治省令で定める舟車	7			44
10 車両の停留場又は船舶・航空機の発着場 11 神社・寺院・教会その他これらに類するもの 49 12 工場・作業所 271 上映画スタジオ・テレビスタジオ 27 13 日動車車庫・駐車場 27 飛行機・回転翼航空機の格納庫 335 15 前各項に該当しない事業所 405 405 406 407 406 407	8		図書館・博物館・美術館等	1
ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	0	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場等	2
11 神社・寺院・教会その他これらに類するもの 49 12 イ 工場・作業所 271 ロ 映画スタジオ・テレビスタジオ 27 13 イ 自動車車庫・駐車場 27 ロ 飛行機・回転翼航空機の格納庫 335 15 前各項に該当しない事業所 405 イ 複合用途でその一部が(1)項~(4)項(5) 項イ(6)項(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものの用途に供されているものの理論に供されているものの理論に供されているものの理論に供されているものの理論に供されているものの理論を表示を表示します。 125 16の2 地下街 1 17 重要文化財・重要民族資料 1 18 延長50メートル以上のアーケード 19 市町村長の指定する山林 20 自治省令で定める舟車	9	口	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
12 イ 工場・作業所 271 13 イ 自動車車庫・駐車場 27 14 倉庫 335 15 前各項に該当しない事業所 405 イ 複合用途でその一部が(1)項~(4)項(5) 項イ(6)項(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものの用途に供されているもの中複合用途、前各号以外の防火対象物の用途に供されているもの中複合用途、前各号以外の防火対象物の対象物 125 16の2 地下街 1 17 重要文化財・重要民族資料 1 18 延長50メートル以上のアーケード 19 市町村長の指定する山林 20 自治省令で定める舟車	10		車両の停留場又は船舶・航空機の発着場	11
12	11		神社・寺院・教会その他これらに類するもの	49
13	12			271
13 口飛行機・回転翼航空機の格納庫 14 倉庫 335 15 前各項に該当しない事業所 405 イ複合用途でその一部が(1)項~(4)項(5)項イ(6)項(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの口複合用途、前各号以外の防火対象物 356 16の2 地下街 125 17 重要文化財・重要民族資料 1 18 延長50メートル以上のアーケード 1 19 市町村長の指定する山林 20 20 自治省令で定める舟車 335	12	口		
ロ 飛行機・回転翼航空機の格納庫 335 14 倉庫 335 15 前各項に該当しない事業所 405 イ 複合用途でその一部が (1) 項~ (4) 項 (5) 項イ (6) 項 (9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの口複合用途、前各号以外の防火対象物 356 16の2 地下街 17 重要文化財・重要民族資料 1 17 重要文化財・重要民族資料 1 18 延長50メートル以上のアーケード 19 市町村長の指定する山林 20 自治省令で定める舟車 1	13	イ		27
15前各項に該当しない事業所405イ 複合用途でその一部が (1) 項~ (4) 項 (5) 項イ (6) 項 (9) 項イに掲げる防火対象物 の用途に供されているもの 口 複合用途、前各号以外の防火対象物35616の2地下街17重要文化財・重要民族資料 18118延長50メートル以上のアーケード 19市町村長の指定する山林 2020自治省令で定める舟車	10	口	飛行機・回転翼航空機の格納庫	
イ 複合用途でその一部が(1)項~(4)項(5) 項イ(6)項(9)項イに掲げる防火対象物 の用途に供されているもの ロ 複合用途、前各号以外の防火対象物 125 16の2 地下街	14			335
16項イ(6)項(9)項イに掲げる防火対象物 の用途に供されているもの 口複合用途、前各号以外の防火対象物12516の2 地下街重要文化財・重要民族資料 1117重要文化財・重要民族資料 1118延長50メートル以上のアーケード 19市町村長の指定する山林 2020自治省令で定める舟車	15		前各項に該当しない事業所	405
16 の用途に供されているもの □ 複合用途、前各号以外の防火対象物 125 16の2 地下街 17 重要文化財・重要民族資料 1 18 延長50メートル以上のアーケード 19 市町村長の指定する山林 20 自治省令で定める舟車		イ		
の用途に供されているもの 125 16の2 地下街 125 17 重要文化財・重要民族資料 1 18 延長50メートル以上のアーケード 19 市町村長の指定する山林 20 自治省令で定める舟車 1	16		項イ(6)項(9)項イに掲げる防火対象物	356
16の2 地下街 17 重要文化財・重要民族資料 1 18 延長50メートル以上のアーケード 19 市町村長の指定する山林 20 自治省令で定める舟車	10		の用途に供されているもの	
17 重要文化財・重要民族資料 1 18 延長50メートル以上のアーケード 19 市町村長の指定する山林 20 自治省令で定める舟車		_		125
18 延長50メートル以上のアーケード 19 市町村長の指定する山林 20 自治省令で定める舟車	16	か2		
19 市町村長の指定する山林 20 自治省令で定める舟車	17			1
20 自治省令で定める舟車	18		延長50メートル以上のアーケード	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	20			
台 計 3,557			合 計	3, 557

危険物

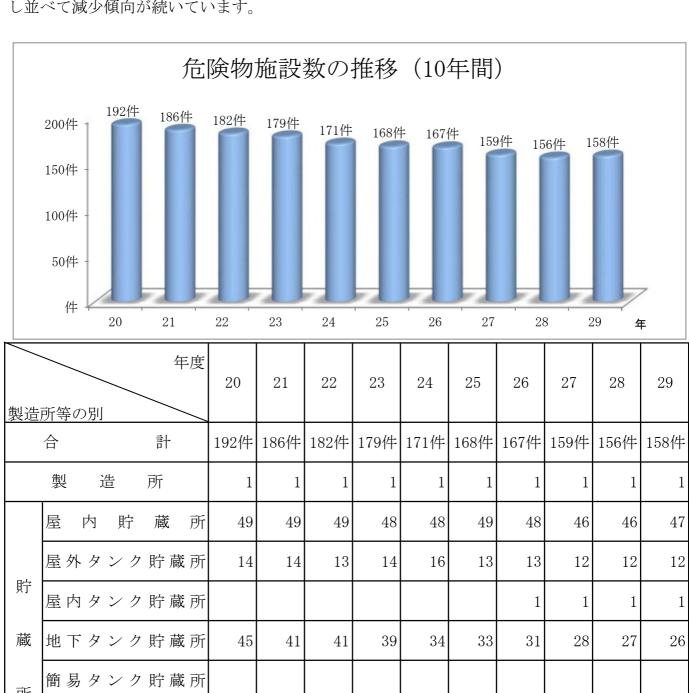
消防法では、石油類のように引火性の高いものや爆発しやすいものなど、火災を引き起こす危険性が高い物質や、一度火災が起こると消火が難しい物質を危険物と定め、規制しています。これら危険物による災害を未然に防止するため、一定数量以上の危険物を貯蔵、又は取り扱う製造所等を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を一定の基準に適合させ、危険物施設として市長の許可を受け、完成後は適正に維持管理しなければなりません。



$\overline{}$	施	設	^	製		Ţ Ţ		蔵		 沂		取	扱	所	事
			合	造	屋	屋 外	屋 内	地 下	簡易	移 動	屋	給	販	_	業
			計	坦		タン	タン	タン	タン	タン					所
地	区		μΙ	所	内	ク	ク	ク	ク	ク	外	油	売	般	数
中		央	5				1	3				1			5
国	分北·	南	2					1				1			2
大大	谷北 •	谷南	10		1							7		2	9
国	分 寺	台	0												0
中	新	田	15	1	6	1		2				5			10
河	原	П	4		1	1		1						1	3
さ	つき	町	0												0
上		郷	19		5	6		1			1	3		3	4
下	今	泉	6					1		2		1		2	5
上	今	泉	4					2				2			3
柏	ケ	谷	9		6							2		1	5
東	柏ケ	谷	5		1			2		2					4
望		地	3							2		1			1
勝		瀬	0												0
中	河	内	2					2							2
中		野	1									1			1
社		家	6		2			1		1		1		1	4
今		里	5		2							2		1	5
杉	久 久 保 北 ・	保南	22		5	1		5		6		3		2	8
上	河	内	1		1										1
本		郷	22		10	2		4				2	1	3	10
門	沢	橋	8		3					1		2		2	4
浜	田	町	0												0
扇		町	0												0
	泉		7		2	1		1						3	2
め	ぐみ	町	2		2										2
	合 計		158	1	47	12	1	26	0	14	1	34	1	21	90

危険物施設の推移

市内の総施設数は、平成30年3月31日現在158施設となります。 最近10年間の危険物施設数の推移を示したものが下記の表となっており、危険物施設数は押し並べて減少傾向が続いています。



危険物の種類

危険物は、第1類から第6類まで、性質により分類されています。そのうち、第4類の危険物(ガソリンや軽油、灯油などの引火性液体)を貯蔵、取り扱う施設が大半を占めています。

平成30年3月31日現在の危険物施設の総数(完成検査済証交付施設数)は、158施設となっています。

施設区分別にみると、屋内貯蔵所が最も多く、次いで給油取扱所、地下タンク貯蔵所の順となっており、貯蔵所が全体の64%を占めています。

なお、石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は、全体の98%を占めており、規模別(貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの)の施設数では、指定数量の5倍以下の危険物施設が46%を占めており、指定数量の50倍を超える危険物施設は14%に及びます。

類別危険物製造所等の内訳

(平成29年度)

$\overline{}$	区 タ	}		件				数				処り	理 件	:	汝		
`											討	千 可		完			
		合	第	第	第	第	第	第	混	設	変	の変	場所 変更	設		他 許 原	S.
		計	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類	6 類	在	置	更更	庁に転	庁他か許可	置		行政庁か	
	食物製造所等									1	^	転出政	転行入政	1		ら 転 入	
製	造	\hat{f} 1				1											
	屋内	47	1			44			2	1				1		4	1
貯	屋外タンク	12				12											
	屋内タンク	1				1										$\overline{}$	
蔵	地下タンク	26				26				1						$\overline{}$	1
	簡易タンク																٦
所	移動タンク	14				14							1		T		٦
	屋外	1				1											٦
取	給 営業用	15				14					1				1	$\overline{}$	1
	油 自家用	19				20								1		$\overline{}$	٦
扱	販 売	1				1										$\overline{}$	٦
所	一般	21				21					9				8	$\overline{}$	٦
合	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	158	1			155			2	2	10		1	2	9		3

数量別危険物製造所等の数

<u> </u>	3100 100 AQ (C	<u> </u>	. 1	<i>- 3</i>									
↑ fi			製			貯	蔵	所			取	扱	所
		合	造	屋	屋外	屋内	地下	簡易	移動	屋	給	販	<u> </u>
数量の別		計	所	内	タンク	タンク	タンク	タンク	タンク	外	油	売	般
5倍以下		74	1	24	3	1	18		11		7		9
5倍をこえ	10倍以下	30		9	5		5		3	1	2		5
10倍をこえ	50倍以下	31		10	3		2				9	1	6
50倍をこえ	100倍以下	7		2			1				3		1
100倍をこえ	150倍以下	3		1							2		
150倍をこえ	200倍以下	1									1		
200倍をこえ	1000倍以下	12		1	1						10		
合	計	158	1	47	12	1	26		14	1	34	1	21

危険物許可等

消防本部では、危険物施設の設置(新設)、変更(改築・改造等)について、消防法で定められた技術上の基準に適合しているかどうかを審査した後、基準に適合しているものに許可書を交付しています。

許可書が交付されるまでは、危険物施設の工事を開始することはできません。

平成29年度の危険物施設の設置許可申請は2件、変更許可申請は10件で、変更許可申請のうち7件が工事に係る部分以外の部分を使用するための仮使用承認申請を伴うものでした。

また、これらの許可申請に基づく完成検査・完成検査前検査等の申請件数を合わせると、合計34件を受理しました。

(平成29年度)

_				-						1				(干)	成29年度)
				種			許	卩				検査		┃ ┃ ┃仮使用承認	 小 計
施	設		_		意	艾	置	変	更	設	置	変	更		
製	造			件 数											0
没	泹	Ŋ		手数料											0
給	油取	±175 ∏:	ŕ	件 数					1		1		1	1	4
	(田 邦)	1100 17	l	手数料				26,	000	26	, 000	13,	000	5, 400	70, 400
,	般 取	拓 部	ŕ	件数					8				8	6	22
,	川又 山又	100 10	l	手数料				195	, 000			97,	500	32, 400	324, 900
	下タ	ンク		件 数		1									1
貯	蔵	所	Î	手数料		0									0
屋	内貯	蔵が	, T	件数		1					1				2
	r 1 81	展 17	'	手数料	2	0,0	000			10	, 000				30, 000
	内タ	ンク		件数											0
貯	蔵	所	ŕ	手数料											0
	外タ	ンク		件 数											0
貯	蔵	所	ŕ	手数料											0
	動タ	ンク		件 数					1				1		2
貯	蔵	所	ŕ	手数料				13,	000			6,	500		19, 500
	計			件 数		2			10		2]	10	7	31
	μl			手数料	2	0,0	000	234	, 000	36	, 000	117	, 000	37, 800	444, 800
水	張	険 査	=	件 数								3			
/1/	JK 1	1尺	_	手数料							18,	000			
水	圧	険 査	,]	件 数											
	/ 1	以	_	手数料											
伊昭	お蔵・ 伯	医取坏	,	件 数											
以入员	J /戌	VX 4X 1/)	(手数料											
	計			件数								3			
				手数料							18,	000			
	合			計						34	件			463	2,800円
						_									

消防查察

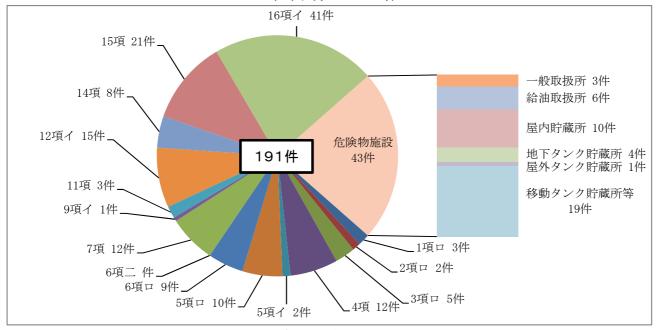
査察は、火災から人命と財産を保護することを目的に、消防職員が防火対象物や危険物施設に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況について、火災予防上の観点から必要な検査並びに指導を行うものです。

消防本部においては、防火対象物等の規模、構造、用途及び過去の火災事例等から火災 が発生したならば被害が大きい、あるいは人命危険が高いと予想される防火対象物等を優 先的に選定し、計画的に査察を実施しています。平成29年度の査察総件数は191件です。

また、査察の結果、指摘した法令違反が是正されない場合には、繰り返し指導を行うとともに、重大な法令違反があり、改善されない場合には、警告や命令により是正を求めています。

杳察件数の内訳

(平成29年度)



查察実施状況

	防火対象物		危険物施設	
1項口	公会堂・集会場	3	一般取扱所	3
2項口	遊技場・ダンスホール	2	給油取扱所	6
3項口	飲食店	5	屋内貯蔵所	10
4項	百貨店・マーケット	12	地下タンク貯蔵所	4
5項イ	旅館・ホテル	2	屋外タンク貯蔵所	1
5項口	寄宿舎・下宿・共同住宅	10	移動タンク貯蔵所等	19
6項口	老人福祉施設・有料老人ホーム	9		
6項二	幼稚園・特別支援学校	4		
7項	学校	12		
9項イ	公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場等	1		
11項	神社・寺院・教会	3		
12項イ	工場・作業所	15		
14項	倉庫	8		
15項	各項に該当しない事業場	21		
16項イ	複合用途防火対象物	41		
合 計		148	合 計	43
查察件数(图	方火対象物立入検査件数+危険物施設立	入検査		191件

火災予防活動

全国一斉に行われる秋、春の火災予防運動をはじめ、年間計画に基づく消防対象物の 査察、歳末火災特別警戒や消防訓練等の指導を行い、市民・事業所に対し火災予防と人 命の安全確保を呼びかけ、防火体制の確立に努めています。

【平成29年度の主な実施事項】

- ○啓発用防火ポスターの事業所等への配布
- ○消防訓練等の推進(事業所等訓練実施件数 594 件)
- ○秋季火災予防運動
 - ・海老名市女性防火推進員及び海老名市少年消防クラブ員による火災予防啓発活動
 - 消防署、消防団で市内を巡回及び火災予防啓発広報の実施
- ○歳末火災特別警戒
 - ・消防署、消防団で市内を巡回及び火災予防啓発広報の実施
- ○春季火災予防運動
 - ・海老名市女性防火推進員による火災予防啓発活動
 - ・消防署、消防団で市内を巡回及び火災予防啓発広報の実施



【住宅火災からいのちを守る「3つの習慣・4つの対策」】

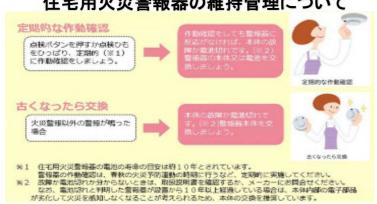
○3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す。



- ・逃げ遅れを防ぐために、<u>住宅用火災警報器</u>を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。







平成30年度防火標語 『忘れてない? サイフにスマホに 火の確認』

防火協力団体

1 海老名市少年消防クラブ

海老名市少年消防クラブは、防火・防災に関する正しい知識及び技術を学び、 防火・防災思想の普及を図ることを目的として、市制施行40周年に合わせて平成 23年4月に発足しました。平成29年度は第7期生、クラブ員41名、指導員5名で 活動しました。

【平成29年度の主な活動】

- $\bigcirc 4 \sim 6$ 月
 - ・少年消防クラブ入会式
 - •訓練礼式
- \bigcirc 7~9月
 - ・消防操法大会(軽可搬ポンプ操法披露)
 - 宿泊体験研修
 - 救急法
- ○10~12月
 - ・放水訓練・ロープ渡過、降下訓練
 - ・火災予防啓発活動 (ティッシュ配布)
- \bigcirc 1 \sim 3月
 - ・消防出初式(軽可搬ポンプ操法披露)
 - ・地震・強風・煙・消火体験(総合防災センター)
 - ・少年消防クラブ修了式



写真は少年消防クラブ入会式



写真は救急法

2 海老名市女性防火推進員

海老名市女性防火推進員は、市内に居住する女性が防火の推進について積極的に取り組み、安全で安心な生活環境の充実を図ることを目的とし、平成6年度に発足した「海老名市婦人防火クラブ」を改称、平成20年度に「海老名市女性防火推進員」として再編しました。

活動は、消防本部予防課の実施事業として位置付けられ、各自治会長より推薦を受けた者を市長が推進員として委嘱しています。任期は2年間で、人数は59名(平成30年3月31日現在)となっています。

【平成29年度の主な活動】

- ○4月 全体会議
- ○5月 研修会
- ○6月 防火防災座談会(避難所運営訓練)
- ○7月 視察研修(東京臨海広域防災公園)
- ○10月 えびな安全安心フェスティバル
- ○11月 秋季火災予防運動(駅頭) 一人暮らし高齢者宅安全点検
- ○1月 海老名市消防出初式
- ○3月 春季火災予防運動 (駅頭)
- その他 各自治会で行われる自主防災訓練に従事



写真は防火防災座談会



写真は春季火災予防運動

火災·気象

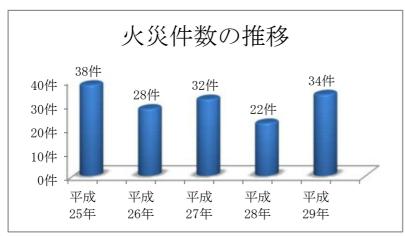


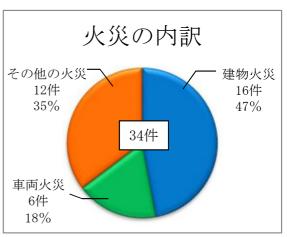
火災

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象のことを言います。

平成29年中に出動した当市の火災件数は34件で、前年に比べ12件増加しました。火災種別ごとにみると、建物火災は16件、車両火災は6件、その他の火災は12件となっており、ここ数年増減を繰り返している状況です。

なお、全国の総出火件数は39,373件でおおよそ1日あたり107件、13分ごとに1件の火災が発生したことになります。





医分 年中	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
建物火災	25件	17件	19件	12件	16件
林 野 火 災					
車 両 火 災	1件	3件	4件	3件	6件
船舶火災					
航空機火災					
その他の火災	12件	8件	9件	7件	12件
合 計	38件	28件	32件	22件	34件

火災概況

種別	平成27年中	平成28年中	平成29年中
火 災 発 生 件 数	32件	22件	34件
建物焼損面積	408.0 m ²	32.0 m²	90.0 m ²
建物焼損棟数	26棟	12棟	17棟
損害額見積額	37,207千円	5,316千円	5,747千円
り災世帯数	46世帯	9世帯	13世帯
死 者	3人	1人	0人
負 傷 者	7人	6人	5人
海老名市における火災の発生頻度	12日に1件	17日に1件	11日に1件

火災発生状況

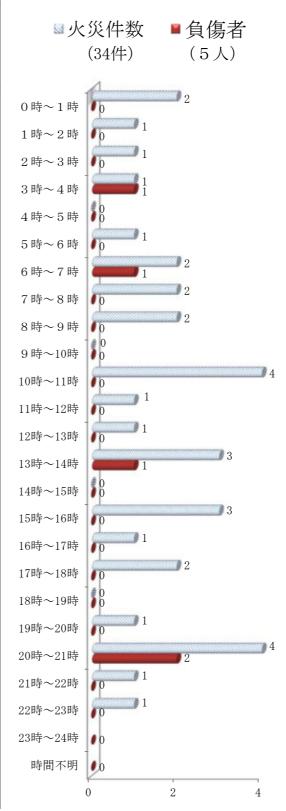
(平成29年中)

			火;	災種	重 別			死信	 易別										建			物	火		災									損	害	額		下)[人29年 (千円)	
												焼	損	棟	数				り災†	世帯数	女				焼損	面積(表面積	含)			m²		建	物	J				
											火	元			類	焼								火	元			類	焼										
月	建物		車両	,	空	その他	計	死者	負 傷 者		半焼	部分焼		全焼		部分焼	まる	全損			計	り 災 人 員	全焼	半焼	部分焼	ぼや	全焼	半焼	部分焼	ぼや	nt:	林野焼損面積 a	建物	収 容 物	その他	林野	車	そ の 他	計
1	3	0	2	0	0	0	5	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	4	4	5	0	0	11	0	0	0	0	0	11.0	0	324	81	0	0	72	0	477
2	1	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	19	0	0	0	1	20
3	2	0	1	0	0	2	5	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	141	1	0	0	5	2	149
4	3	0	0	0	0	1	4	0	3	0	0	2	1	0	0	0	0	1	1	1	3	4	0	0	46	0	0	0	0	0	46. 0	0	3, 073	334	0	0	0	65	3, 472
5	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0. 0	0	1	2	0	0	0	0	3
6	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0. 0	0	0	0	0	0	0	97	97
7	3	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	6	0	0	31	0	0	0	0	0	31.0	0	770	17	0	0	59	0	846
8	1	0	1	0	0	2	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0. 0	0	0	520	0	0	25	0	545
9	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	11	1	12
10	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	2	0	0	0	0	2
11	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0. 0	0	0	0	0	0	57	7	64
12	1	0	0	0	0	1	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	2. 0	0	23	37	0	0	0	0	60
計	16	0	6	0	0	12	34	0	5	0	0	5	11	0	0	0	1	1	1	11	13	23	0	0	90	0	0	0	0	0	90. 0	0	4, 332	1, 013	0	0	229	173	5, 747

出火時間

火災件数34件を出火時間別にみると「10時~11時」「20時~21時」が各4件、「13時~14時」「15時~16時」が各3件となっています。 平成29年中の海老名市内における火災の負傷者は5人、死者は0人です。

							(平原	戈29 ^左	丰中)
		区分		火災	件数		歹	で傷る	旨
出火時刻	刻別		建物	車両	その他	計	死者	負傷者	計
0 時	~	1時	1		1	2			0
1時	~	2時			1	1			0
2 時	~	3 時	1			1			0
3 時	~	4時	1			1		1	1
4 時	\sim	5 時				0			0
5 時	~	6時	1			1			0
6 時	\sim	7時	2			2		1	1
7時	\sim	8時	1	1		2			0
8時	~	9時	1	1		2			0
9時	~	10時		0		0			0
10時	\sim	11時	1		3	4			0
11時	~	12時			1	1			0
12時	~	13時			1	1			0
13時	~	14時	2		1	3		1	1
14時	\sim	15時				0			0
15時	~	16時		1	2	3			0
16時	\sim	17時		1		1			0
17時	\sim	18時	1	1		2			0
18時	\sim	19時				0			0
19時	~	20時	1			1			0
20時	\sim	21時	2		2	4		2	2
21時	\sim	22時		1		1			0
22時	~	23時	1			1			0
23時	~	24時							0
時	間不	明							0
	計		16	6	12	34	0	5	5



火災原因

火災件数34件を出火原因別にみると、「放火の疑い」6件、次いで「こんろ」5件が主な原因となっています。なお、全国の出火原因は「たばこ」、「放火」、「こんろ」の順となっています。「放火、放火の疑い」の件数が多い主な都道府県は、東京都の次に神奈川県となっています。

	(平成29年中)													
区分	件数	損害額				月	5	引 -	华	<u> </u>	数			
原因別	11 250	(千円)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
たばこ	3	383	1		1						1			
こんろ	5	2, 060		1	1	1	1					1		
かまど	0													
風呂かまど	0													
炉	0													
焼 却 炉	0													
ストーブ	0													
こたっ	0													
ボイラー	0													
煙 突 • 煙 道	0													
排 気 管	4	140	1							1	1		1	
電気機器	0													
電気装置	0													
電灯・電話等の配線	0													
内燃機関	0													
配線器具	2	60							1					1
火遊び	1	0								1				
マッチ・ライター	0													
たき火	1	1		1										
溶接機·切断機	0													
灯 火	0													
衝突の火花	0													
取 灰	0													
火入れ	0													
放火	3	1, 579			1	2								
放火の疑い	6	965	1	1		1		1	2					
その他	5	559	2		1				1	1				
不 明 · 調 查 中	4				1		1			1				1
合 計	34	5, 747	5	3	5	4	2	1	4	4	2	1	1	2

海老名市の気象

当市は、神奈川県のほぼ中央に位置し、西部は広大な平地(相模平野)が広がり、東部は河岸段丘の地形のため高台(相模原台地)となっていることもあり、気温の比較差が大きくなっています。

平成29年中の当市の最高気温は35.6℃、最低気温は-3.8℃、最大瞬間風速は26.1m/s、降雨状況は1時間当たりの最大で66.5mm、1日当たりの最大降水量は111.5mm、1月当たりの最大降水量は375.5mmとなっています。

最高気温を観測したのは、8月25日で最低気温を観測したのは、1月16日です。 最大瞬間風速を観測したのは、10月23日です。

1時間当たりの最大降水量を観測したのは、8月1日です。1日当たりの最大降水量を観測したのは、8月1日です。

気温 と 湿度

(平成29年中)

区分	2	気 温 (℃)			湿 度 (%)	
月別	最 高	最 低	平 均	最 高	最 低	平 均
1 月	19. 9	-3.8 *	6. 1	97. 4	11. 6	56. 5
2 月	19. 2	-2.2	6. 9	98. 0	11.3 *	53.8
3 月	17. 6	-0.7	8. 2	97. 7	18. 0	66. 0
4 月	25. 6	3.8	14. 5	98. 0	14. 1	69. 9
5 月	29. 0	9.3	19. 7	97. 7	16. 6	75. 0
6 月	30.8	14. 5	21.8	98. 0	11.3 *	76. 6
7 月	34. 4	21. 7	26. 9	98. 0	46. 3	83. 1
8 月	35.6 *	20. 9	26.6	98. 0	44. 7	85. 5
9 月	33. 6	16. 1	22.8	98.3 *	33. 0	81. 9
10 月	29. 5	10. 1	17. 2	98.3 *	28. 6	82. 5
11 月	23. 0	2.0	12. 3	98. 0	24. 9	71. 3
12 月	17. 7	-2.0	6.8	98. 0	14. 7	63. 1
年平均	_	_	15.8	_	_	72. 1

風 と 雨 (平成29年中)

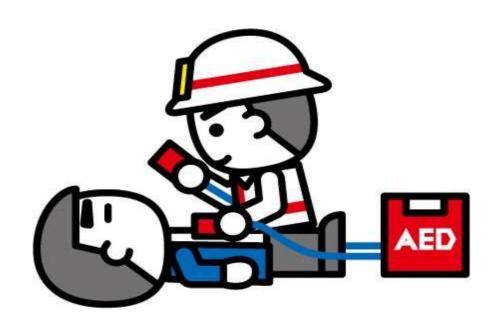
	区分		風速((m/s)			雨 量 (mm)	
\		平	均	最 大	瞬間	1時間当たり	1日当たり	月積算
月別		風 速	風 向	風速	風 向	最大雨量	最大雨量	
1	月	1.9	北北東	21.7	北	2. 0	12. 5	14. 0
2	月	2. 2	北北東	24. 1	南西	2. 0	2. 5	10. 5
3	月	2. 1	北北東	15.0	北	3. 5	20. 5	67. 0
4	月	2.9	南	19.0	南	11.0	36. 0	103. 0
5	月	2.3	南	16.8	南南西	12. 5	33. 5	67. 5
6	月	2.4	南	22.4	南	18. 5	83. 5	113.0
7	月	2.6	南	15.6	南	12.0	20. 5	56. 5
8	月	1.9	南	15. 9	南	66.5 *	111.5 *	201.0
9	月	2. 1	南	23. 1	南	30.0	45.0	224. 0
10	月	2.3	北	26.1 *	南南東	20.5	91. 5	375.5 *
11	月	1. 7	北北東	17. 5	南南西	5. 0	27. 5	42.5
12	月	1.6	北北東	17. 3	北西	7. 0	14. 5	15. 5
年立	平均	2. 2	南	_	_	_	_	_

各データの最高値、最低値には*がついています。

気象関係警報·注意報一覧表

通報	1	月 /	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
10.11	大	雨								2	2	1			5
	洪	水								2		1			3
警	暴	風										1			1
	大	雪													0
	暴風	弘雪													0
報	波	浪													0
	高	潮													0
	津	波													0
	大	雨				1	1	2	1	4	5	5			19
	洪	水				1	1	2	1	1	3	4			13
	強	風	3	6	2	8	1	2	2	1	3	4	5	4	41
	濃	霧			1		2	1	2	1		1			8
2/24	目	Î		4	4	3	3	6	13	14	7	4	5	1	64
注	杲	計 目				2									2
	乾	燥	3	6	3	2	1	1					3	2	21
意	低	温	5	1											6
	大	雪		1											1
報	着 														0
	風 ———	雪													0
	波	浪													0
	高 ——	潮													0
	津 光化														0
	スモ	ュ ナ ッグ							1	1	1				3
	合	計	11	18	10	17	9	14	20	26	21	21	13	7	187

救急

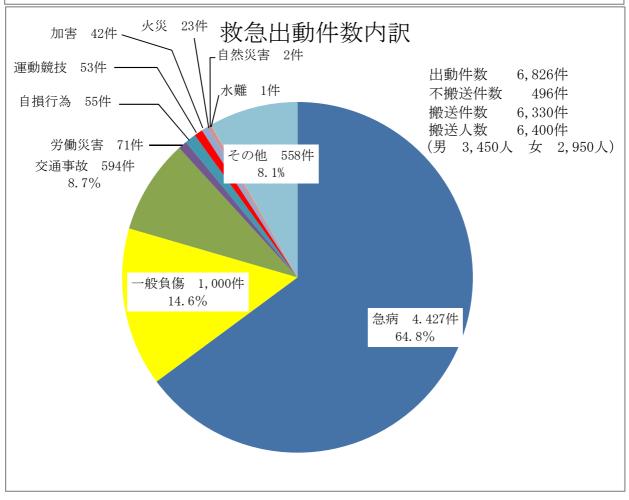


救急業務

平成29年中の救急件数は6,826件(前年より157件減)、搬送人数は6,400人(前年より180人減)で、昨年より出動件数及び、搬送人数も僅かに減少しています。救急車の平均出動件数は、1日あたり18件でした。当市の救急隊は本署に2隊、北分署1隊、南分署1隊を配備し、複雑多様化する救急業務に対応しています。

出動件数の内訳をみると、急病4,427件、一般負傷1,000件、交通事故594件、その他 (転院搬送等含む) 558件、労働災害71件、運動競技53件などとなっています。





月別救急出動件数

救急件数を月別でみると、年末や夏期に増加傾向が見られます。不搬送件数とは、出動した救急隊が何らかの理由で医療機関へ搬送をしなかった件数で、全6,826件中496件 (7.2%) で月平均41.3件でした。

(平成29年中) 月別出動件数(6,826件) 件 800 644件 606件 621件 621件 518件 540件 538件 581件 543件 579件 530件 505件 600 400 200 0 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

														(平	成29年	丰中)	
\setminus									事 故	種	別						不出
			火	自	水	交	 労	 運	_	加加	 自	急	転	そ (か 他 資	<u>1</u> そ	搬動
\	\	計		然		通	働	動	般						機機	7	送件
		н		災		事	災	競	負				院	師	材	の	
			災	害	難	故	害	技	傷	 害	 損	病	搬	派	搬		件数
				, .	, 				.,,,				送	遣	送	他	数中
1月		606	4			53	5	1	71	3	6	417	41			5	35
2月		518		2		49	10	3	89	3	5	325	26			6	41
3月	出	540	2			45	9	5	73	4	8	365	27			2	33
4月		538	4		1	41	4	2	97	3	4	342	36			4	30
5月	動	581	1			54	9	4	82	6	8	367	40			10	45
6月		543	1			54	3	8	76	8	3	338	44			8	41
7月		621	7			59	3	5	87	5	2	402	36			15	50
8月	件	621	3			52	11	8	74	1	2	414	41			15	40
9月		505				43	3	1	66	2	4	338	34			14	35
10月	数	579				37	6	9	101	1	4	366	41			14	55
11月		530				52	4	3	85		5	346	31			4	43
12月		644	1			55	4	4	99	6	4	407	53			11	48
計	出動 件数	6, 826	23	2	1	594	71	53	1,000	42	55	4, 427	450			108	496
□ □ □	搬送 件数	6, 330	4	2		561	70	53	953	39	40	4, 159	447			2	

地区別救急出動件数

地区別に出動件数をみると、東柏ケ谷地区が最も多く、全救急件数の8.3%、次いで中央地区の7.4%であり、また、東名高速道路や市外への出動が全体の10.0%という状況です。

事故種別		
	急	そ
		の
	病	他
	777	
一丁目 251 14 3 49 2 2	164	17
中央 二丁目 141 511 2 8 4 28 1 1	93	4
三丁目 119 8 18 1 3	81	8
一丁目 63 5 2 9 1	46	
二丁目 67 4 1 20 1 1	39	1
国分寺台 三丁目 34 264 3 4	27	
四丁目 37 5 10	22	
五丁目 63 9 6	36	12
大谷4949 911451	28	
一丁目 2 1	1	
二丁目 19 1 2 1	15	
大 谷 南 三丁目 70 155 1 1 6 1	60	1
四丁目 56 1 3 9 2 4	36	1
五丁目 8 4 4		0
一丁目 48 6 1 5	33	3
工	34	
大谷北 三丁目 33 176 1 5 5	27	
四丁目 55 5 1 9 2	38	
浜 田 町 43 43 4 13	26	
勝瀬 30 30 4 1 8	17	
中新田 50 50 1 6 3	11	29
一丁目 91 9 1 1 18 1 1	55	
二丁目 107 1 6 14 1	83	2
中新田三丁目 120 397 1 8 11 2	95	5 2 3
四丁目 68 3 3 7 1 1	52	1
五丁目 11 2 1	8	
さっき町 92 92 5 10	69	8
河 原 口 224 224 5 8 1	39	171
一丁目 75 8 7 1	38	21
二丁目 69 8 8	53	
河原口 三丁目 46 300 1 1 7 1	36	
四丁目 63 2 4 1	55	1
五丁目 47 5 2 8 2	30	

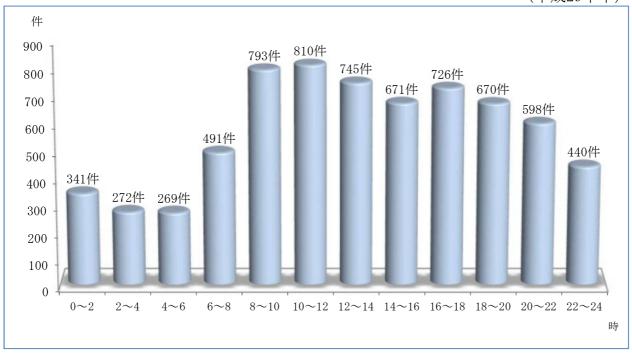
		111261	11.34.	Ι					±.1./	7 4 .00		(+	Z成29年	<u> </u>
	区 分	出期	件数		ı		I	1	事 砂	:種別	1			
				火	自	水	交	労	運	→	加	自	急	そ
		地			然	/,,	通	働	動	6元	/46		,,,,	
		区	計				_			般				\mathcal{O}
		別			災		事	災	競	負				
地 区 名				災	害	難	故	害	技	傷	害	損	病	他
上	郷	36	36				12			11			12	1
	一丁目	93	30				5			15			71	2
	二丁目	2					1			1			11	
上郷	三丁目	49	153					1	2	6			40	
	四丁目	9					4	1	_				4	
	町	132	132				6	7		20			89	10
	一丁目	8	0.0				1			1			6	
泉	二丁目	22	30	2	1		1	1		2			15	
めぐる	み 町	148	148	4			2	1		31			107	3
下今	泉	1	1				1							
	一丁目	51					9	1	1	8			30	2
	二丁目	41					7			2	1	2	26	3
下今泉	三丁目	8	141				2						6	
	四丁目	17					3	1		3		1	8	1
	五丁目	24					8			2			14	
	一丁目	64					6			7			50	1
国分南	二丁目	106	278	- 1			4	2		19	1	1	77	2
	三丁目四丁目	79		1			7 2			12			52	7
	四丁目	29 125		1			13	1		3 15	1	2	24 88	4
	二丁目	73		1			9	1		13	1	2	47	2
国分北	三丁目	41	257				2			7			32	
	四丁目	18					3			3			12	
上今	泉	18	18				4	1	3	6			4	
,	一丁目	56		1			3			12		1	38	1
	二丁目	49					6			4	1		38	
L ム 白	三丁目	40	400	1			1	1		2		1	33	1
上今泉	四丁目	127	420				2			41			81	3
	五丁目	62		1			6			11			44	
	六丁目	86		1			5		5	9	2	1	62	1
柏ケ	谷	323	323	1			26	3	5	43	2	1	174	68
	一丁目	73					7			12		1	49	4
	二丁目	176					15			30	2	2	120	7
東柏ケ谷	三丁目	74	569	1			2			9		1	50	11
	四丁目	82					1	-1		13	4		54	10
	五丁目	53					3	1		10	1	9	38	EO
	六丁目 一丁目	111 19					2 2			6		3	50 13	50
望地	二丁目		45				2			1			25	
中 河	<u>I — J 日</u> 内	25	25				3			2			16	4
中	野	1	1				9		1	2			10	T
	一丁目	55	_		1		1		3	5	1	1	41	2
中野	二丁目	26	99							5	1	2	18	<u> </u>
	三丁目	18					3	1		1			12	1
										<u> </u>			•	

<u> </u>		احدادا	141. 141	(半成29年中)										
	区 分	出期	件数						争政	種別				
	D 74			火	自	水	交	労	運	<u> </u>	加	自	急	そ
		地			然			働	動	般				
\		区	計		災			災	競	負				の
		別		111		-11-1/-	\ -				<u> </u>	1.12	حسن	<i>t</i> .i.
地区名	'			災	害	難	通	害	技	傷	害	損	病	他
社	家	232	232				15	3	4	45	1		152	12
今	里	0	0											
	一丁目	34					1			6		0	14	13
今 里	二丁目	29	96				2			5		0	22	
	三丁目	33					1	1		5		0	25	1
上 河	内	48	48				5			7			31	5
杉久	保	3	3				3							
	一丁目	32					2		1	6	1		22	
	二丁目	22					1			3			18	
杉久保南	三丁目	45	141				2			8			35	
	四丁目	32					5			2			25	
	五丁目	10					1			2			7	
	一丁目	12		0			2			5		0	5	
	二丁目	54					6			9	1	1	37	
杉久保北	三丁目	19	210							5		0	13	1
	四丁目	81					1	1		9			62	8
	五丁目	44		0			2	3		3	1		34	1
本	郷	176	176	1			37	4	4	31	1	1	92	5
門沢	橋	1	1					0	1	0	0	0		0
	一丁目	19					5		1	3			10	
	二丁目	84		1			6			13	1		63	
門 沢 橋	三丁目	34	267			1	5	1		4			23	
1 1 1 1 1 1 1 1 1	四丁目	69	201				7	1		13			48	
	五丁目	22					2			3			17	
	六丁目	39					7	4		4			23	1
高速道	路等	146	146	1			57	1		11			70	3
綾瀬	市	265	265				31	6		35	2	2	181	8
座間	市	264	264				36	3	2	36	1	1	176	9
厚木	市	1	1											1
寒川	町	9	9	1				1		1			5	1
合	計	6, 8	26	23	2	1	594	71	53	1,000	42	52	4, 427	558

時間別救急出動件数

出動件数を時間帯別にみると、10時から12時までが810件、次いで8時から10時までが793件が多く、全救急件数の23.4%を占めています。また、4時から6時までの時間帯が最も少なく、269件となっています。

(平成29年中)

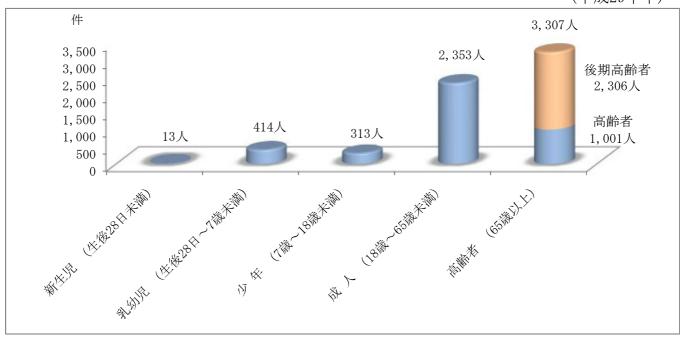


	事故種別	火	自	水	交	労	運	_	加	自	急	そ	0)	他	
\			然	/14	通	働	動	ήÆ	/ 3 H	 損	,	転	医	資	そ	
								般				院	師	器		計
			災		事	災	競	負		行		搬	搬	材輸	の	
区	分	災	害	難	故	害	技	傷	害	為	病	送	送		他	
合		23	2	1	594	71	53	1,000	42	55	4, 427	450	0	0	108	6,826
時	0~2	3			9	1		39	7	1	255	16			10	341
	2~4	2			11			29	1	3	213	8			5	272
	4~6	4			15	2		35	2	1	201	6			3	269
間	6~8	4			55	3		60	2	5	349	7			6	491
	8~10			1	81	10	2	105	3	2	536	44			9	793
別	10~12	1			63	19	12	128	3	6	461	102			15	810
1,11	12~14	1			66	11	12	120	2	4	439	82			8	745
	14~16	3	2		81	7	11	112	2	6	379	58			10	671
内	16~18	2			77	8	9	129	1	6	415	70			9	726
	18~20				76	7	4	99	4	6	438	24			12	670
	20~22	2			42	1	3	68	7	9	432	20			14	598
訳	22~24	1			18	2		76	8	6	309	13			7	440

年齡区分 • 事故種別搬送人員

搬送者を年齢区分別でみると、高齢者(後期高齢者含む。)が51.6%と最も多く、次に成人が36.7%となっています。今後はさらに高齢化社会が進むにつれ、高齢者の搬送が多くなると予想されます。

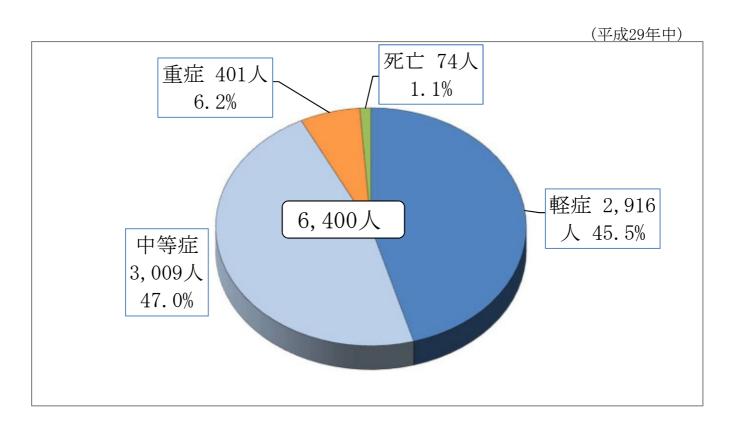
(平成29年中)



(平成29年中) 事故種別 火 自 水 交 労 運 加 自 急 そ 然 働 動 般 損 通 計 \mathcal{O} 災 事 災 行 競 負 災 害 難 害 傷 害 為 故 技 病 他 年齢区分 新生児 (生後28日未満) 12 13 1 乳幼児 (生後28日~7歳未満) 239 20 118 1 36 414 少 年 (7歳~18歳未満) 64 1 38 55 3 139 13 313 (18歳~65歳未満) 3 2, 353 成人 1 416 54 14 191 30 36 1, 471 137 (65歳以上75歳未満) 2 1 57 13 1 136 4 722 65 1,001 後期高齢者 (75歳以上) 1 56 2 460 3 2 1,595 187 2,306 計 2 613 70 4, 167 4 53 960 41 40 450 6,400

救急搬送人数

搬送者人数のうち、入院を必要としない軽症者は2,916人で、搬送人数の45.5%を占めています。また、軽症者のうち、急病が1,805人(28.2%)、一般負傷が564人(8.8%)、交通事故が394人(6.1%)であり、この3つの種別が軽症者の93.7%を占めています。入院を必要としない軽症者の救急要請のために、本当に必要な救急事案に、対応できない状況が心配されます。救急要請時には、今一度、冷静な判断をしていただき、救急車の適正利用に御協力をお願いします。



												$(\overline{2}$	区成294	年中)
傷病程		故種別	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
軽		症	2	1		394	29	30	564	32	14	1,805	45	2, 916
中	等	症	1	1		197	35	22	371	9	20	2, 034	319	3,009
重		症	1			20	6	1	23		1	263	86	401
死		亡				2			2		5	65		74
	計		4	2		613	70	53	960	41	40	4, 167	450	6, 400

不搬送

不搬送とは、救急要請があり現場に到着した救急隊が、何らかの理由(不搬送理由)で医療機関への搬送を実施しなかった場合のことです。不搬送理由としては、「緊急性なし」が最多で、他には傷病者の容体回復などの理由があります。なお、「死亡」は、救急隊現着時にすでに心肺停止後の時間が経過している状態で、救命の可能性が無いと判断された場合のことを指します。

(平成29年中)

															(1/100/20 17 17)
事故種別		<u></u>			2)/	\ 		f	J.	_	そ	0	D 1	他	
	火	自	水	交	労	運	_	加	自	急	転	医	資	そ	
		然		通	働	動	般		損		院	師	器		
		災		事	災	競	負		行				材	の	
	災	害	難	故	害	技	傷	害	為	病	搬	搬	輸		
不搬送理由	<i></i>	I	ДЩ	15/4	1		122	1	71.9	/13	送	送	送	他	
緊急性なし				4	1		18	2	1	83				8	117
傷病者なし	15		1	9			1			1				8	35
拒 否	1			13			10		1	79				3	107
酪酊				1			15			27				25	68
死 亡							1		13	68					82
現場処置							1								1
誤報・いたずら	3							1		2				49	55
その他				6			1			8	3			13	31
計	19		1	33	1		47	3	15	268	3			106	496

ドクターヘリ

海老名市内の救急事案で、重症度・緊急度が高いと救急隊が判断したものは、ドクターへリを要請する場合があります。市内には、臨時へリポートとして登録されている場所が5か所あります。南分署の臨時へリポートは常時使用可能であり、他のヘリポートは学校の校庭で、ヘリ着陸に支障がないと判断した場合のみ使用可能となっています。

事故種別	火災	自然災害	水	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	∄
南分署					1				1			2
上星小学校				1	1							2
中新田小学校				1								1
柏ケ谷中学校												
社家小学校												
計				2	2				1			5

海老名市、座間市及び綾瀬市応援受援状況

平成27年3月から海老名市、座間市及び綾瀬市の間で、救急車の相互応援出動を 開始しました。

海老名市から座間市及び綾瀬市への応援件数は、529件で、座間市及び綾瀬市からの受援件数は、449件となります。海老名市救急隊の出動件数のうち、7.7%が救急相互応援出動となっています。

海老名市の応援及び受援件数

(平成29年中)

					海老名市	座間市	綾瀬市
海	老名	市	応援	529		264	265
伊	七 石	1 1	受援	449		206	243
座	間	市	応援	282	206		76
) 生	l±1	1 1	受援	332	264		68
綾	瀬	市	応援	311	243	68	
	17段	1 1	受援	341	265	76	

高速道路及び自動車専用国道への出動状況

海老名市の高速道路等への出動は、東名高速道路や圏央道の本線上とサービスエリアへの出動があります。海老名市救急隊の出動件数のうち、2.0%が高速道路等への出動となっています。

事故種別	火災	自然災害	水	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
東名高速道路	1			47					2	5	2	57
海老名 SA 上り				2	1		5			35	1	44
海老名 SA 下り				1			6		1	30		38
圏 央 道				7								7
計	1			57	1		11		3	70	3	146

救急救命士

救急救命士とは、救急救命士国家試験に合格した者で、救急現場や救急車内で医師に代わって医療行為を行います。また、この医療行為を特定行為と呼びます。

この特定行為は、医師による具体的な指示を受けながらでないと、行うことはできません。また、特定行為の中には特定の認定を持たなければ行えないものもあり、病院研修などを通して認定を取得した救急救命士が、それぞれ行為を実施しています。

さらに、平成26年7月1日より、新たに2つの特定行為が追加されました。 従来の特定行為は、心肺停止の傷病者に対してのみ実施することができました が、新たに加わった特定行為は、重篤な傷病者に対して心肺停止前に、輸液を 実施すること、重症低血糖に対するブドウ糖の投与が可能となりました。

消防本部では、救命処置の高度化に対応するため、現在37名の職員に救急救命士の資格を取得させており、救急車には必ず1名以上の救急救命士が乗車しています。

特定行為の種類 (※除細動を除く。)

気道確保 ・ 心肺停止の傷病者に対し、口から特殊なチューブを挿入し、 空気の通り道を確保する行為

気管挿管という処置を行うには、気管挿管の認定を受ける必要があります。

静脈路確保・ 心肺停止の傷病者や生命に危険のある状態な傷病者に対し

て、輸液(点滴)を行う行為

薬剤投与・ 心肺停止の傷病者に対してアドレナリン (強心剤) を投与する行為と低血糖状態の傷病者に対しブドウ糖を投与する行為

(※)除細動・心肺停止の傷病者に対し、電気ショックを行う行為

救急救命士が行った救急救命処置件数

応急処置			気道	確保		ţĊ	i Ç	ブ	薬	(
	処置人数		気管挿管	L M	E WG BT	肺停止前輸液	肺停止後輸液	ドゥ糖 投	A 和 投	※)除 細
事故種別			官	T	A	液	液	与	与	動
急病	104	81	16	55	10	11	69	8	67	9
交通事故	1	1		1		1	1		1	
一般負傷	5	4	2	1	1		4		4	
その他	6	5		5			4		4	_
計	116	91	18	62	11	12	78	8	76	9

救 助



救助業務

消防本部が行う救助活動は、火災、交通事故、水難事故、自然災害及び機械等による事故から、人力や資機材等を用いてその危険状態を排除する活動で、重要な消防活動の一つです。

平成29年中における救助出動件数は64件で、救助人数は33人となっています。

救助隊の活動現場は、都市構造の変化と共 に複雑化しており、消防本部ではあらゆる災 害に適切に対応できるよう装備の充実と隊員 の育成を進めています。

また、大規模化する災害に備え他機関との 合同訓練を実施し、市民から信頼される救助 隊を目指しています。



交通事故現場での救助活動写真

隊員の育成

救助隊は、消防大学校及び消防学校における救助活動に関する専門的な教育を受けた者 又はこれと同等以上の知識及び技術を有する 者として消防長が認定した者によって構成されています。

当市の救助隊は1隊5人で配置されており、高度化する救助事案に対応するため各種研修機関へ隊員を派遣し資格を取得しています。

主な資格	保有人員
小型移動式クレーン	49
玉掛け	62
高所作業車	44
酸欠・硫化水素危険作業主任者	32
潜水士	53
小型船舶操縦士	27
テクニカル・ローフ゜レスキュー・ テクニシャン	5

多様化する災害への備え

消防本部では水難事故に備え、厚木市及び座間市の各消防本部と合同で相模川において三市水難救助合同訓練を毎年実施しています。

水難事故は、その大半がボートや潜水活動を伴う困難な環境下での活動となることから、長時間にわたることも多く、初動体制や連携活動が重要となっています。

さらに、県内消防本部救助隊合同で行われる大規模災害を想定した訓練(救助実践訓練)に毎年参加し、連携活動能力の向上及び相互の救助技術の共有化を図っています。





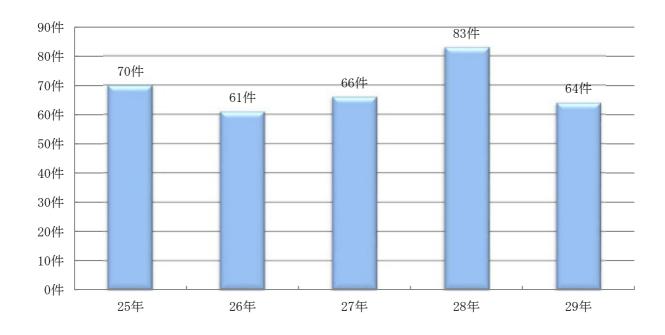
写真は、三市水難救助合同訓練(左)と救助実践訓練会(右)の様子

災害出動状況

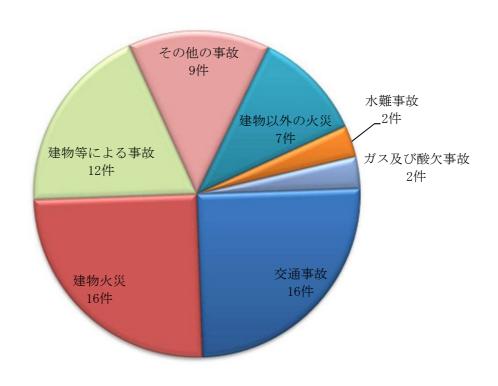
平成29年中に救助隊が出動した件数は64件で、前年に比べ19件減少しました。事故種別による出動件数は上位から、建物火災と交通事故が各16件、建物等による事故が12件、その他の事故が9件、建物以外の火災が7件、水難事故とガス及び酸欠事故が各2件の順となっています。

検 急 隊 員 51 21 57 9																		(平成29	年甲)
日本		事故種別	建物	建物	交 通	水 難	風	小水	害	機	械	建	物等	ガス	及	破	裂	その他	
日本 一 一 一 一 一 一 一 一 一						, ,													
計画 作数 16	X	分			事 故	事 故											故	1	
括動作数 10 4 12 1 8 1 4 4 4 4 4 8		<u>~-</u>			l		÷			1		'		* 		_	.,,,		
数 助 人 数							_												
田田 東任 枚 助 隊 71 30 69 17 53 10 39 288 71 306 95 118 36 34 11 30 63 35 36 36 36 37 38 39 288 31 31 31 31 31 31 31						1									1				
消防 除員 306 95 118 36 34 11 30 638	Σ						L												
枚 急 隊 員 51 21 57 9	出		71	30	69	17							53		10			39	289
対	動	消防隊員	306	95	118	36							34		11			30	630
日 10 10 10 10 10 10 10		救 急 隊 員	51	21	57	9							30					27	195
接助工作車 16		消防団員	280	31															311
枚 防 工 作 車 16	員	計	708	177	244	62							117		21			96	1, 425
世			16				-						12		2			9	66
様 子 車	ж						-												
動 化学車 9 5 2 1 4 2 3 5 5 7 16 3 4 2 3 5 7 7 16 3 11 9 7 7 7 4 2 11 9 7 7 4 2 11 9 1 4 4 4 2 31 5 25 34 4 4 2 31 5 25 34 4 4 2 31 5 25 34 4 4 2 31 1 2 11 4 2 31 1 2 11 1	ш			0	11	U							1					U	3
指揮車 16 7 16 3 1 11 9 9 77 7 4 2 1 3 5 5 7 7 19 3 1 11 9 9 77 7 4 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	垂			_		0												1	
# 接 急 車 22 7 19 3 1 11 9 3 2 2 2 7 2 2 3 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3	刬				1.0		_												
その他の車両 7 7 7 4 2 9 9 9 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							_								2				
一部	車				19		-						11					9	
# 158 44 67 18 31 5 25 344 # 住居						2	L												20
# 住居 11 1 2 3 3 1 2 16 16 17 16 2 17 18 18 18 18 18 18 18	両		38	3															41
事 その他屋内 4 4 4 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		計	158	44	67	18							31		5			25	348
高速 3 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1		住居	11										9						20
高速 3 6 8 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1	事	その他屋内	4	4	2								3		1			2	16
他の道路 8 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 3 4 4 1 1 3 2 1 1 3 2 1 1 3 1 3 2 1 1 3 1 3 1																			10
発生 内水面(河川) 2 0 0 2 外水面(海) 0	故														1			2	11
生 山 岳 1 2 2 1 1 1 2 2 8 6 7 1 1 2 2 7 6 7 1 <td>₹%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>Ü</td> <td>9</td> <td></td> <td>2</td>	₹%				Ü	9													2
生 山 岳	光					2													2
#	生																		
地 下 1																			
一きの他 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 4 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 7 <td>場</td> <td></td>	場																		
計 16 7 16 2 12 2 8 66 搬 数 息 1 4 12 4 1 2 消 防 車 1 4 12 4 1 2 消 事 所 1 4 1 2 2 消 事 第 1 1 2 2 消 事 第 1 1 2 2 消 事 第 1 1 2 2 消 第 第 1 1 2 2 消 第 第 1 1 2 2 消 第 第 3 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>																			
 機 数 急 車 1 4 12 消 防 車	所																		4
議送 消防車 小リコプター 1 他の車両 2 消防車 4 育店 1 自衛隊 1 ガス事業者 2 事業主体 3 海上保安庁 4 水 防団 3 水 防団 4 水 防団 4 水 防団 4 水 防団 4 大 での他の公共機関 2			16				L								2			8	63
別人員 他の車両 1 4 12 4 1 12 1 22 消防機 警察 1 1 2 2 4 1 2 2 2 4 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2	搬	救 急 車	1	4	12								4					1	22
他の車両 1 4 12 4 1 12 4 1 12 4 1 12 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	送	消防車																	
計 1 4 12 4 1 22 消費 警察 1 1 2 店 首 下 1 2 店 事業者 1 1 2 水 店 1 1 2 水 店 1 1 2 水 店 1 1 2 水 店 1 1 2 水 店 1 1 2 上 2 2 2	別	ヘリコプター																	
消 警察 1 自衛隊 5 がス事業者 5 事業主体 5 海上保安庁 5 水防団 6 水道事業者 6 日本赤十字社 7 電力会社 7 その他の公共機関 2	人	他の車両																	
消 警察 1 自衛隊 5 ガス事業者 6 事業主体 7 海上保安庁 7 水防団 7 水道事業者 7 民間 7 日本赤十字社 7 電力会社 7 その他の公共機関 2	員	計	1	4	12								4					1	22
自衛隊 方ス事業者 1	消						İ												2
がス事業者 事業主体 海上保安庁 水防団 水道事業者 民間 日本赤十字社 電力会社 その他の公共機関 2																			
事業主体 海上保安庁 水防団 水道事業者 民間 日本赤十字社 電力会社 その他の公共機関 2																			
海上保安庁 水防団 水道事業者 民間 日本赤十字社 電力会社 その他の公共機関 2																			
水 防 団 水 道 事 業 者 の 活 町 日本赤十字社 電 力 会 社 その他の公共機関 2																			
水道事業者 人 民間 日本赤十字社 動状 電力会社 その他の公共機関 2	以																		
水 追 事 葉 者 民間 日本赤十字社 動電力会社 その他の公共機関 2	外																		
氏間 日本赤十字社 電力会社 その他の公共機関 2																			
動 電力会社 その他の公共機関 2							L												
状 その他の公共機関 2 2																			
							L					L							
况		その他の公共機関			2														2
	況	計	1		2								1						4

過去5年間の救助出動状況



平成29年中の救助出動件数内訳 64件



装備の充実

消防本部が保有する救助用資機材は、救出用器具、重量物排除器具、切断器具、破壊器具、測定機器、保護具及び水難器具などがあり、総務省消防庁の定める基準に基づき、資機材を備えています。

写真は主な資機材を紹介していますが、災害時に備え取扱い訓練を行い、点検整備を常時実施しています。

平成30年に新しい救助工作車を購入しました。



救助用資機材保有状況

	備品名	数量
7-11-	かぎ付き梯子	4
建	三連梯子	9
物 進	ワイヤー梯子	1
入	空気式救助マット	2
^	救命索発射装置	1
救	サバイバースリング・救助用縛帯	9
出出	平担架	3
用用	簡易画像探索機Ⅱ型	3
器	熱画像直視装置I型	3
具	夜間暗視装置	1
	バスケット型担架	3
	可搬ウィンチ	5
切	マンホール救助器具	3
断	マット型空気ジャッキ	4
	大型油圧スプレッダー	3
破	油圧切断機	3
壊	大型油圧器具 コンビツール	4
•	エンジンカッター	7
重	酸素溶断器	4
量	チェーンソー	13
物	エアーソー	2 2
排	空気切断機	2
除	万能斧	8
用用	ハンマー	37
器	携帯用コンクリート破壊器具	1
具	削岩機	5
	ハンマードリル	2
	有毒ガス測定器	6
細巾	放射線測定器	4
測 定	空気呼吸器	50
機	空気補充用ボンベ	171
器	酸素呼吸器	4
11F	防塵マスク	15
隊	送排風機	2
員	耐電手袋	18
保保	耐電衣	7
護	耐電ズボン	7
用用	耐電長靴	9
器	化学防護服	43
具	陽圧化学防護服	4
	耐熱服	4
	放射線防護服	2
	潜水器具	8
水	救命胴衣	46
難	水中投光器	7
器	救命浮環	16
具	救命ボート	2 2
	船外機	2

消防団



消防団

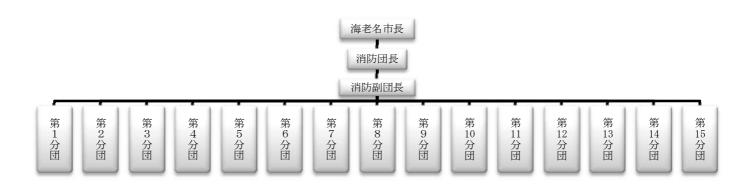
消防団は消防職員とは異なり、自分の職業を持ちながら、市民の生命、身体及び財産の保護を目的に、昼夜の別なく活躍している組織です。

火災、水害等の災害時には、消防本部と共に現場活動を実施しています。

その歴史は古く、江戸時代の町火消しが始まりで、戦争中は警防団として、戦後消防本部の出来るまでは、防災機関の中心でした。

昭和30年7月、海老名町発足に伴い、海老名町消防団15分団を設置、現在の消防団へと発展しました。

消防団機構図



消防団のあゆみ

- 昭和30. 7.20 町村合併に基づき旧高座郡海老名町と旧高座郡有馬村が合併し、海老名町となる 町となる 旧海老名町消防団8ヶ分団452名、旧有馬村消防団7ヶ分団330名 は合併に伴い海老名町条例を改正15分団782名となる
- 昭和32. 7.17 海老名町条例一部改正15分団483名となる
- 昭和32.11.30 海老名町条例一部改正15分団493名となる
- 昭和37. 3.15 海老名町条例一部改正15分団313名となる
- 昭和38. 3. 5 消防庁長官より竿頭綬を授与される
- 昭和39. 6.25 海老名町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例制定
- 昭和40. 2.11 日本消防協会会長より表彰旗を授与される
- 昭和40. 4. 1 海老名町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則制定
- 昭和41. 3. 3 消防庁長官より表彰旗を授与される

- 昭和41.10.1 海老名町消防団の設置に関する条例制定 海老名町消防団の組織等に関 する規則制定 海老名町消防団の定員、任免、服務等に関する条例制定 海老名町消防団員等公務災害補償条例制定 昭和44. 6.20 昭和47. 8.10 第22回神奈川県消防操法大会において最優秀賞獲得 (自動車ポンプの部) 第10分団 第24回神奈川県消防操法大会において最優秀賞獲得 昭和49. 8. 9 (自動車ポンプの部) 第15分団 第4回全国消防操法大会出場 昭和49.11.2 (自動車ポンプの部) 第15分団 昭和51. 3. 1 海老名市災害一斉指令装置完成に伴い受信機を各分団に設置 昭和54. 8.10 第29回神奈川県消防操法大会において最優秀賞獲得 (自動車ポンプの部) 第7分団 昭和55. 2.13 消防ポンプ自動車4台購入(更新)(ニッサン J-FH61A2級) (第1.3.4.14分団) 消防ポンプ自動車4台購入(更新)(ニッサン J-FG160A2級) 昭和56. 1.14 (第5.6.12.13分団) 昭和56.7.1 消防団員の定数改正(313名から228名となる) 昭和57. 3. 7 日本消防協会会長より竿頭綬を授与される 昭和57. 3.15 消防ポンプ自動車4台購入(更新)(ニッサン J-FG160改 A)
- 昭和58. 3.10 消防ポンプ自動車1台購入(更新)(ニッサン J-FG161) (第9分団)

(第2.7.10.11分団)

- 昭和58. 8. 3 第33回神奈川県消防操法大会において最優秀賞獲得 (自動車ポンプの部)第6分団
- 昭和60.11.8 消防ポンプ自動車1台購入(更新)(ニッサン M-FG161改) (第8分団)
- 昭和61.12.22 消防ポンプ自動車1台購入(更新)(ニッサン M-FG161) (第15分団)
- 平成 4. 3.31 第3分団詰所及び車庫完成 構 造 鉄骨造2階建 延面積 72.9㎡ 場 所 海老名市中新田1989 第8分団詰所及び車庫完成 構 造 鉄骨造2階建 延面積 75.9㎡ 場 所 海老名市東柏ケ谷1-1766-5

- 平成 5.11.17 消防ポンプ自動車1台購入(更新)(三菱 U-FE33B改) (第4分団)
- 平成 6.12.12 消防ポンプ自動車3台購入(更新)(三菱 U-FE538B改) (第1.3.14分団)
- 平成 7.11.22 消防ポンプ自動車4台購入(更新)(三菱 KC-FE538B改) (第6.12.13.15分団)
- 平成 9.12. 1 消防ポンプ自動車4台購入(更新)(三菱 KC-FE538B改) (第2.7.10.11分団)
- 平成 9. 3.14 第7分団詰所及び車庫完成 構 造 鉄骨造2階建 延面積 72.9㎡ 場 所 海老名市上今泉2-9-28
- 平成 9.11.21 消防ポンプ自動車1台購入(更新)(三菱 KC-FL568E改) (第9分団)
- 平成12. 7.26 第42回神奈川県消防操法大会において最優秀賞獲得 (自動車ポンプの部)第3分団
- 平成12.10.26 消防ポンプ自動車1台購入(更新)(三菱 KK-FE53EB改) (第8分団)
- 平成13.10.31 消防ポンプ自動車1台購入(更新)(三菱 KK-FE53EB改) (第5分団)
- 平成16. 3.26 日本消防協会会長より竿頭綬を授与される
- 平成16. 9. 3 第12分団詰所及び車庫完成 構 造 鉄骨造2階建 延面積 76.95㎡ 場 所 海老名市社家681-2
- 平成18. 7.26 第45回神奈川県消防操法大会において最優秀賞獲得 (自動車ポンプの部)第14分団
- 平成18.10.19 第20回全国消防操法大会(兵庫県立広域防災センター)出場 (自動車ポンプの部)第14分団
- 平成19.2.8 日本消防協会特別表彰において「まとい」を授与される
- 平成19. 3.26 第1分団詰所及び車庫完成 構 造 鉄骨造2階建 延面積 99.36㎡ 場 所 海老名市国分南1-19-32
- 平成20. 2.26 消防ポンプ自動車1台購入(更新)(三菱 PDG-FE73D改) (第4分団)

平成20. 3.26 第13分団詰所及び車庫完成 構 造 鉄骨造2階建 延面積 101.56㎡ 場 所 海老名市中野5-1

- 平成20. 4. 1 海老名市消防協力員設置規則制定
- 平成20.11. 6 消防ポンプ自動車3台購入(更新)(三菱PDG-FE73D) (第1.3.14分団)
- 平成21. 6.19 第2分団詰所及び車庫完成 構 造 鉄骨造2階建 延面積 99.96㎡ 場 所 海老名市大谷北3-32-21
- 平成21.10.21 消防ポンプ自動車3台購入(更新)(日野BDG-XZU304E) (第11.12.15分団)
- 平成22. 3.17 第15分団詰所及び車庫完成 構 造 鉄骨造2階建 延面積 99.84㎡ 場 所 海老名市本郷2658-4
- 平成22.10.25 消防ポンプ自動車4台購入(更新)(日野BDG-XZU304E) (第2.6.7.10分団)
- 平成23.10.26 消防ポンプ自動車1台購入(更新)(日野BDG-XZU304E) (第13分団)
- 平成24. 2. 1 第10分団詰所及び車庫完成 構 造 鉄骨造2階建 延面積 101.20㎡ 場 所 海老名市杉久保北4-11-12
- 平成25. 2.28 第14分団詰所及び車庫完成 構 造 鉄骨造2階建 延面積 99.28㎡ 場 所 海老名市門沢橋2-5-29
- 平成27.11.25 消防団防火衣更新
- 平成28. 1.26 台車付き可搬ポンプ 14台購入消防団詰所14箇所へ配備
- 平成28. 4. 1 海老名市消防団の定員、任免、服務等に関する条例一部改正(出場手当) 海老名市初の女性消防団員入団
- 平成28. 7.28 第50回神奈川県消防操法大会において最優秀賞獲得 (自動車ポンプの部)第2分団
- 平成29. 4. 1 海老名市学生消防団活動認証制度導入

- 平成29.12.15 消防ポンプ自動車1台購入(更新)(日野TKG-XZU600E) (第8分団)
- 平成30. 3. 7 消防庁長官より竿頭綬及び消防団等地域活動表彰を授与される。

歴代消防団長

初 代	大 沢 (就任		氏 (旧有 7月20日			3月31日)
第2代	瀬 戸 (就任		氏 (旧海 4月1日		付団長) 昭和33年	3月31日)
第3代	宇 田 (就任	浩 昭和33年		退任	昭和36年	3月31日)
第4代			氏 4月1日	退任	昭和37年	3月31日)
第5代	市 川 (就任		氏 4月1日	退任	昭和40年	3月31日)
第6代	渡 辺 (就任	吉 一 昭和40年		退任	昭和43年	3月31日)
第7代	橘 川 (就任	滋 紀 昭和43年	氏 4月1日	退任	昭和46年	3月31日)
第8代	高 橋 (就任		氏 4月1日	退任	昭和48年	3月31日)
第9代	大久保 (就任	啓 一 昭和48年	氏 4月1日	退任	昭和50年	3月31日)
第10代	三廻部 (就任	喜 重 昭和50年	氏 4月1日	退任	昭和50年	7月25日)
第11代	鴨志田 (就任	, , ,	氏 7月26日	退任	昭和52年	3月31日)
第12代	今 福 (就任			退任	昭和54年	3月31日)
第13代			氏 4月1日	退任	昭和56年	3月31日)
第14代		國 好 昭和56年		退任	昭和58年	3月31日)
第15代		實 昭和58年		退任	昭和60年	3月31日)
第16代			氏 4月1日	退任	昭和62年	3月31日)
第17代	安 藤 (就任			退任	平成元年	3月31日)

第18代	 浩 二 平成元年	退任	平成4年	3月31日)
第19代	秋 平成4年	退任	平成6年	3月31日)
第20代	敏 彦 平成6年	退任	平成9年	3月31日)
第21代	保 平成 9 年	退任	平成10年	3月31日)
第22代	 文 之 平成10年	退任	平成12年	3月31日)
第23代	 功 平成12年	退任	平成14年	3月31日)
第24代	文 孝 平成14年	退任	平成16年	3月31日)
第25代	 隆 平成16年	退任	平成18年	3月31日)
第26代	修 平成18年	退任	平成20年	3月31日)
第27代	明 彦 平成20年	退任	平成22年	3月31日)
第28代	雅 春 平成22年	退任	平成24年	3月31日)
第29代	英 明 平成24年	退任	平成26年	3月31日)
第30代		退任	平成28年	3月31日)
第31代	裕 之 平成28年	退任	平成30年	3月31日)
第32代	 勇 人 平成30年			

消防団員

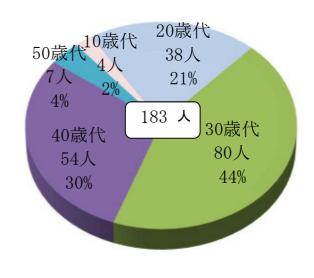
海老名市の消防団員は、発足時定員782人でした。その後の条例改正などを経て、昭和56年に現在の定数228人となりました。平成30年4月1日現在の消防団員は、183人です。第9分団は、担当地区が中河内地域単独であり、他の分団と比較して管轄する面積や世帯数などが少なく、長年にわたり新たな団員の入団がなかったため、平成21年3月31日をもって一時休団しています。

											位:人)
	_		<u>X</u>	分	寸	副	分	副	班	団	
				,		団	団	分 団			計
分	寸	別			長	長	長	長	長	員	
7	本			寸	1	2					3
戶	第	1	分	于			1	1	6	5	13
戶	第	2	分	日			1	1	6	7	15
戶	第	3	分	日			1	1	6	5	13
戶	第	4	分	日			1	1	5	3	10
É	第	5	分	寸			1	1	6	4	12
亨	第	6	分	寸			1	1	6	5	13
亨	第	7	分	団			1	1	6	6	14
亨	第	8	分	団			1	1	6	6	14
亨	第	9	分	日							0
É	第	10	分	寸			1	1	5	6	13
É	第	11	分	寸			1	1	6	2	10
É	第	12	分	寸			1	1	6	6	14
É	第	13	分	団			1	1	6	4	12
É	第	14	分	団			1	1	6	5	13
É	第	15	分	団			1	1	6	6	14
Ţ	É			員	1	2	15	15	90	105	228
5	夷			員	1	2	14	14	82	70	183

(単位	左:台)
1	<u>た:台)</u> ポ小
自防	、型
動ポ	動
車ン	プカ
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
14	14

消防団員の年齢内訳

年齢別	年齢別内訳表									
年代	人数									
10歳代	4 人									
20歳代	38 人									
30歳代	80 人									
40歳代	54 人									
50歳代	7 人									
平均年齢	35.8 歳									



消防団員報酬

報酬とは、その階級に任命されたことにより、役務の対価として支給されるものです。団員で年額41,200円支給されます。

(年額・単位:円)

手	当	寸	長	副団長	分団長	副分団長	班	長	4	員
年	額	151,	100	115,000	83,600	56, 400	46,	500	41,	, 200

消防団員費用弁償

費用弁償とは、職務遂行の執行に要した経費を償うために支給されるものです。火災等の出場1回につき、3,000円支給されます。

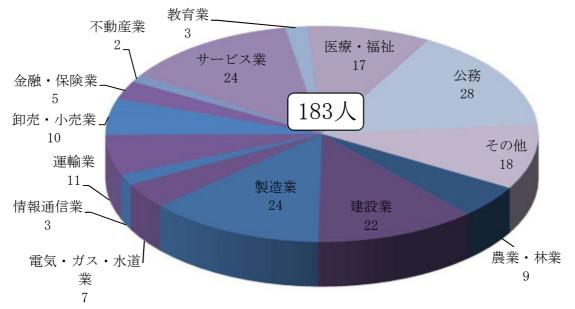
(単位:円)

種別	水火	災	警	戒	訓	練
出動1回につき	従事時間が3時間以上	3, 000 4, 000		3, 000		2, 500

消防団員の職業

消防団員は、自分の職業を持ちながらボランティア精神で活動しています。発足時は 農業・製造業・建設業などの自営業が団員の大半を占めていましたが、現在では若年層 のサラリーマン化に伴い、サービス業で働いている団員が増えています。

(単位:人)



\setminus	松	農	漁	鉱	建	製	水電	情	運	卸	金	不	サ	教	医	公	そ
	職業	業					気	報		売	融	動	1		療		
		•			設	造	道 _·	通	輸	۰ ا،	• /□		ビ	育	•		の
糸		林					リス	信		売	保険	産	ス		福		
娄		業	業	業	業	業	業 •	業	業	業	業	業	業	業	祉	務	他
	183	9			22	24	7	3	11	10	5	2	24	3	17	28	18
	(率)	5%	0%	0%	12%	13%	4%	2%	6%	5%	3%	1%	13%	2%	9%	15%	10%

消防団施設

分団名	⊒⊏ / ⊏↓lh	建	築面積(m	2)	構造	建
分 団 名	所在地	詰 所	器具置場	合 計	構造	建築年度
第1分団	国分南一丁目19番32号	49. 68	49. 68	99. 36	鉄骨造2階建	平成18年度
第2分団	大谷北三丁目32番21号	49. 98	49. 98	99. 96	鉄骨造2階建	平成21年度
第3分団	中新田三丁目27番22号	34. 43	38. 48	72. 90	鉄骨造2階建	平成3年度
第4分団	河原口二丁目22番23号	36. 80	32. 00	68. 80	鉄骨造平屋建	昭和63年度
第5分団	上郷一丁目15番2号	34. 58	34. 58	69. 16	鉄骨造2階建	昭和62年度
第6分団	下今泉五丁目8番59号	34. 43	34. 43	68. 85	鉄骨造2階建	平成元年度
第7分団	上今泉二丁目9番28号	34. 43	38. 48	72. 90	鉄骨造2階建	平成8年度
第8分団	東柏ケ谷一丁目29番	34. 43	41. 50	75. 92	鉄骨造2階建	平成3年度
第9分団	中河内1153番地の3	34. 58	34. 58	69. 16	鉄骨造2階建	昭和63年度
第10分団	杉久保北四丁目11番12号	50. 60	50. 60	101. 20	鉄骨造2階建	平成23年度
第11分団	今里三丁目3番8号	33. 90	33. 10	67. 00	鉄骨造2階建	昭和62年度
第12分団	社家681番地の2	38. 48	38. 48	76. 95	鉄骨造2階建	平成16年度
第13分団	中野一丁目2番2号	50. 78	50. 78	101. 56	鉄骨造2階建	平成19年度
第14分団	門沢橋二丁目5番29号	49. 64	49. 64	99. 28	鉄骨造2階建	平成24年度
第15分団	本郷2658番地の4	49. 92	49. 92	99. 84	鉄骨造2階建	平成21年度

消防団分布図

(平成30年4月1日現在)

第5分団		第6分団		第7分団		第8分団		
構成地区	管轄(km²)	構成地区	管轄(k㎡)	構成地区	管轄(km²)	構成地区	管轄(km²)	
扇町 上郷 上郷1〜 4丁目 めぐみ町	1. 68	下今泉 下今泉1~ 5丁目 泉1~2丁目	0.96	上今泉 上今泉1~ 6丁目	1.86	柏ケ谷 東柏ケ谷1 ~6丁目	2. 03	
第4分団								
構成地区	管轄(km²)	- г		7分団		さがみ野駅	N N	
河原口 河原口1~ 5丁目 中央3丁目 さつき町	1. 59		6分団			第1分団	+	
		5分		1分団		構成地区	管轄(km²)	
第3分団		4分団.	Y	17		国分北国分南		
構成地区	管轄(km²)		本団			望地	2. 36	
中新田 中新田1~ 5丁目	2. 26		<u>了</u> 3分団	字 2分団		中央1~2丁目		
		ı j				第2分団	Arter Lutter (g. 2)	
第11分団			11分団			構成地区	管轄(km²)	
構成地区 今里 今里1~ 3丁目	管轄(k㎡) 0.57	ti 家 123	11分回 分団 Y 9分i	10分団		大大大国勝浜谷谷谷分瀬町	3. 02	
第12分団		13分団	0,3,1	Y		第10分団		
構成地区	管轄(km²)	14分団	Y	15分団		構成地区	管轄(km²)	
社家	1. 68					杉久保 杉久保北 杉久保南 上河内	2. 49	
第13分団		第14分団		第15分団		第9分団(休止中)		
構成地区	管轄(km²)	構成地区	管轄(km²)	構成地区	管轄(km²)	構成地区	管轄(km²)	
中野 中野 1 ~ 3丁目	0. 97	門沢橋 門沢橋1~ 6丁目	1. 43	本郷	3. 08	中河内	0. 61	

消防団車両一覧

市内各地域の分団詰所に14台の消防ポンプ自動車を配備しており、 地域の防災活動を展開しています。





※CD-1タイプのイメージ写真

※CD-1タイプのイメージ写真										
分団名	購入年月	シャーシ	車両型式	ポンプ級	総排気量 (cc)					
第1分団	H20年11月	二菱	C D-1	A-2級	4, 890					
第2分団	H22年10月	日野	C D -1	A-2級	4, 000					
第3分団	H20年11月	二菱	C D-1	A-2級	4, 890					
第4分団	H20年2月	二菱	C D-1	A-2級	4, 890					
第5分団	H13年10月	三菱	C D -1	A-2級	5, 240					
第6分団	H22年10月	日野	C D -1	A-2級	4, 000					
第7分団	H22年10月	日野	C D -1	A-2級	4, 000					
第8分団	H29年12月	日野	C D-1	A-2級	4, 000					
第10分団	H22年10月	日野	C D-1	A-2級	4, 000					
第11分団	H21年10月	日野	C D -1	A-2級	4, 000					
第12分団	H21年10月	日野	C D-1	A-2級	4, 000					
第13分団	H23年10月	日野	C D-1	A-2級	4, 000					
第14分団	H20年11月	三菱	C D-1	A-2級	4, 890					
第15分団	H21年10月	日野	C D-1	A-2級	4, 000					

神奈川県消防操法大会出場分団

開催年度		□		数	世	場分		備考	
昭和	35	年度	第	10	口	第	12	分団	
昭和	39	年度	第	14	□	第	2	分団	
昭和	43	年度	第	18	□	第	8	分団	
昭和	47	年度	第	22	□	第	10	分団	最優秀賞
昭和	48	年度	第	23	□	第	4	分団	
昭和	49	年度	第	24	口	第	15	分団	最優秀賞(全国大会出場)
昭和	50	年度	第	25	口				前年度全国出場のため休場
昭和	51	年度	第	26	口	第	1	分団	優秀賞(第2位)
昭和	52	年度	第	27	口	第	3	分団	
昭和	53	年度	第	28	口	第	13	分団	優秀賞(第3位)
昭和	54	年度	第	29	口	第	7	分団	最優秀賞
昭和	55	年度	第	30	口	第	14	分団	優秀賞(第3位)
昭和	56	年度	第	31	回	第	5	分団	
昭和	57	年度	第	32	回	第	11	分団	
昭和	58	年度	第	33	回	第	6	分団	最優秀賞
昭和	59	年度	第	34	口	第	9	分団	
昭和	61	年度	第	35	口	第	12	分団	
昭和	63	年度	第	36	口	第	2	分団	
平成	2	年度	第	37	回	第	8	分団	優秀賞(第4位)
平成	4	年度	第	38	口	第	10	分団	
平成	6	年度	第	39	口	第	4	分団	
平成	8	年度	第	40	口	第	15	分団	優秀賞(第3位)
平成	10	年度	第	41	口	第	1	分団	優秀賞(第3位)
平成	12	年度	第	42	口	第	3	分団	最優秀賞
平成	14	年度	第	43	口	第	13	分団	優秀賞(第2位)
平成	16	年度	第	44	口	第	7	分団	優秀賞(第3位)
平成	18	年度	第	45	口	第	14	分団	最優秀賞(全国大会出場)
平成	20	年度	第	46	回	第	5	分団	優秀賞(第3位)
平成	22	年度	第	47	回	第	11	分団	優秀賞(第3位)
平成	24	年度	第	48	口	第	6	分団	優秀賞(第2位)
平成	26	年度	第	49	口	第	12	分団	個人賞(指揮者・3番員)
平成	28	年度	第	50	口	第	2	分団	最優秀賞 個人賞(指揮者・1番員・4番員)

市のイメージキャラクター



海老名市消防年報

(平成30年版)

平成30年9月発行

編集 海老名市消防本部 消防総務課 庶務係 〒243-0411 海老名市大谷816番地

電 話 046-231-5153

F A X 046-234-7541